

## 本日の会議に付した事件

令和2年第1回山元町議会定例会（第4日目）

令和2年3月6日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3号 山元町地域包括支援センター条例を廃止する条例
- 日程第 3 議案第 4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5号 山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 6 議案第 7号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 7 議案第 8号 山元国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 9 議案第10号 山元町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第21号 令和2年度山元町一般会計予算
- 日程第11 議案第22号 令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第24号 令和2年度山元町介護保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第25号 令和2年度互理地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第15 議案第26号 令和2年度山元町水道事業会計予算
- 日程第16 議案第27号 令和2年度山元町下水道事業会計予算

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、令和2年第1回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、7番竹内和彦君、8番遠藤龍之君を指名します。

---

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理、議員2名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

ここで2月28日の会議において提出議案の説明について、町長から説明内容に係る発言の訂正の申し出がありました。町長齋藤俊夫君の発言を許します。登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議長から発言のお許しをいただきましたので申し上げます。

先週の本会議終了後、令和2年度一般会計予算書において、保育所費における人件費の計上漏れがあることが判明いたしました。このため28日本会議における私の提案議案の説明のうち、議案21号令和2年度山元町一般会計予算の説明において、新年度の当初予算は歳入歳出総額112億9,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較し約8,000万円、0.7パーセントの減とご説明したものが、正しくは新年度の当初予算は、歳入歳出総額113億8,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較し、約1,000万円、0.1パーセントの増となります。発言内容を訂正させていただき、不手際がありましたこと深くおわび申し上げますとともに、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これで発言の訂正を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第2. 議案第3号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第3号山元町地域包括支援センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

資料No. 8、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、来年度から介護保険法に基づく包括的支援事業を委託することに伴い条例を廃止するため提案するものでございます。

1、内容についてですが、地域包括支援センターについては法に基づき市町村または市町村から包括的支援事業を委託されたものが設置するよう規定されております。については、これまで町が設置していた包括支援センターを来年度から包括的支援事業を受託した独立行政法人国立病院機構宮城病院が設置することになるため、地域包括支援センターの設置条例として制定していた本条例を廃止するものでございます。

2番、施行期日でございますが、令和2年4月1日、来年度のスタートからというふうにしてございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8番遠藤龍之君の質疑を許します。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。包括的支援事業業務委託と、民間にお願いするということにしたわけですが、このことによる町の職場の環境といいますか、今までそこで仕事をしてきた人たちはどういう状況になるのか。何人かそこに携わっていたと思うんですが、それがどのような変化、影響というものが生まれてくるのか確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。業務委託については、宮城病院に来年度の4月1日から業務をしていただくこととなります。その場所なんですけど、まずは宮城病院ではなくて

庁舎内、今既存のですね、包括支援センターがあるところで行っていただくように今調整しているところです。そのためですね、今までそちらに山元町で設置していた包括支援センターの職員が基本的には今までは老人の保健のほうの担当していたんですが、基本的に健康づくりのほうのスタッフと一緒に今ある既存の健康推進班というところと一緒にチームとなります。そこにいながらですね、隣にいる宮城病院の事業を支援しながら、あわせて高齢者の保健事業を指導しながら1年間一緒に行っていくということで、今いた保健師等のスタッフは両面を持ちながら1年間仕事をしていくような形、なお、あわせて臨時職員等でケアマネジャーとかですね、臨時職員としてご活躍いただいていた方についても現段階では宮城病院のほうで引き続き臨時職員として業務を続けていただくというふうな情報も伺っておりますので、混乱なくまずはスタートを切れるかなというふうに現在考えてございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話ね。臨時職員こっちで仕事していただいていたその方々が今度引き続き宮城病院というふうに伝わっていますというね。町がね、町がそういう人たちの保証というか、ということでそういう指示の中でやっているのか、偶然向こうで、宮城病院のほうで偶然今まで働いていた人をこっちの何のあれもなく病院のほう为主导で働いてもらうということになったのか、その辺はどうなんですか。こっちの指示がない、あるいは要請、要望がない中だったら、そういった職員たちは野に投げ出されるといいますかね、というような状況になるかとも思うんですが、その辺の検討、あるいは指示、要請というのはどうだったんですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。そちら今お尋ねの内容については、やはりうちの課としても、役場としても、町としても懸念してございまして、引き続き委託先で引き続き同じような業務をできるようなことができればいいなというふうに検討はしてまいりました。やはりどうしても民間企業でございまして、やはりハローワーク等を通じた一般公募が原則でございまして、そこで宮城病院さんのほうでまずは一般公募をしていただきます。その中にそういうところで応募が出た場合には広くハローワークだけの情報ではなく、宮城病院さんが広報するものについて現段階で勤めている方々に事情を説明しながらですね、あわせて町としても周知をさせていただいて応募いただき、今回採用に至ったという経緯になってございます。

なお、幸いにも今山元町で臨時職員としてケアマネジャーとか、ほかスタッフ等でお手伝いいただいていた方については、全員宮城病院のほうでまずは4月1日スタートという時点では雇用になるという情報を伺ってございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。何か今の説明で頼りないといえますかね。4月1日時点では、この時点ではこれまで働いていた人が宮城病院に働かせていただくということだけでも、今度は宮城病院のほうの意向で半年後にいらなくなったというふうになったときにはもう宮城病院の意向でそういう方々の働く場がなくなるということになるかと思うんですが、その辺のそもそも契約内容はどうだったのか。もう契約したんだよな。4月1日から施行だからな。その辺の仕様というかね、契約の中身というのはどうだったのかね。ちょっと今までの話では非常に弱々しい何の保証もない。もうとにかく宮城病院様々というかね、そういうふうに映っているというか、伝わってきているんだけど、その辺の責任というのは、この辺はどうなんですか。町長。こういうふうに大きな変更する場合に。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま担当課長からるる説明いたしましたようにですね、いわゆるソフトランディングという形で今回のケースについては対応をさせてもらっているというようなことをごさいますて、これ以外にもですね、いわゆるこういう場合については基本的にはスムーズな形でそれぞれの皆さんに引き続きお力添えをいただくというふうな方向性が基本になろうかなというふうに思います。一定のフォローということもこれも大切なことではございますけれども、また新たな契約の中でですね、しっかりそれぞれご尽力をいただき、少しでも新しい職場で長く力を発揮していただくことをご期待申し上げているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。何か今の町長の答弁でもあなた任せの答弁ですよ。そういうことでいいんですか。保証して、そうでしょう、今の答弁では、向こうの言いなり。ですからその契約内容がどうだったのかということも新たに確認をしているわけですが、そもそも考え方、姿勢について大きな問題があるということから今確認しているんです。契約の内容について改めて確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。やはり地域包括支援センター業務、包括的支援事業を委託する場合、やはりその業務の質を落とさないというふうな点を最優先に考えてございます。そのため発注する際ですね、公募する際の仕様書、仕様に関しては従来どおりの業務が、まずはそこが最低レベルということで仕様をつくり込んでございます。そうした内容での受託ということになりますので、まずはその業務をやるためにはやはり現状の人員が最低限度の人員というふうにしてございますので、まずはそこもある程度補完した形での発注ということを考えて上での公募ということをさせていただきましたので、先ほど私4月1日からと申し上げましたが、当包括的支援事業を実施するに当たり、それなりのスタッフがいないと現状の質を落としかねませんので、まずはそこはしっかりですね、やはり監督は山元町保険者、我々、あとは包括的支援センター運営協議会等々ございますので、第三者の機関がそこで注視しながら指導してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私確認したいのは、当然サービスの中身が後退したのではとんでもない話であって、それは当然仕様の中に確認されているかと思うんですが、働いている人のことの処遇待遇のことをね。先ほどの説明では、こちらで今まで働いていた人が引き続き向こうで働いてもらうというようなことだったんですけれども、それが先ほどの課長の説明では4月1日時点ではとかね、そういうふうになると、そのスタート入り口部分では確かに保証する人はいるけれどもね、その後病院の意向で、病院のほうでちょっともう人多過ぎるとかねとかというふうなことで切られる可能性もある、そういう心配をして今確認しているんですよ。そういう保証というのは契約の際にそういう内容のものは仕様の中に示していないのかどうかということの確認なんです。

副町長（樋口 保君）はい、議長。私のほうからお答えさせていただきますが、今回経緯については前回の議会だったでしょうかね、ご説明したと思いますが、これについてはプロポーザル方式ということで、提案書の企画をいただいております。先ほど桔梗課長から申し上げましたように、仕様の中でも雇用についてはきちんとお願いしますという仕様を出しました。それに基づいて宮城病院さんからの企画の中でも現在勤めている方々で非常勤の方々ということになるんだと思うんですけれども、その方々を引き続き継続して採用して業務をやっていきますというプレゼンテーションをしていただきました。その結

果を受けて我々は審査会を開いて、その審査会の中でプレゼンテーションの内容がよいということで、そのプレゼン企画提案の内容に基づいて契約をしておりますので、我々としては宮城病院さんのほうで適切に雇用を継続していただけるものというふうにして契約をしているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の経緯をね、だから町の要請をして、その要請に対してそのプレゼンの中で病院のほうは、はいおっしゃるとおりしますよと、町の要望というか、要請要求に従いますよという関係になっていけばそれでいいんです。その辺が確認できればですね。それが明確に契約の中に明確に示されていて、それを病院として100パーセント受けとめたという内容であるならば、それは今のところわかりましたという話になる。

副町長（樋口 保君）はい、議長。先ほども申し上げましたとおり、うちのほうで仕様書、募集の仕様書で示させていただきました。それに基づいてプレゼンテーションをしていただいて、それをもとに契約をしているところでございます。契約の細かな条項については、契約書の中には規定はされていないんだね。されていませんけれども、今までの募集の流れ、プレゼンテーションの流れ、そういったことからしてそういったことを前提に契約を結んでいるというふうに我々認識しておりますので、そここのところは受託者、それから発注者とも共通の認識であるというふうに認識しております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それでは、そういう仕様どおりのことをしているかどうかという、先ほどの管理、指導、指示という、そんなお話もありましたけれども、そういうのもきちっと見ながらこの事業を進めていただきたいということで終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。先ほど組織を役場の中に当分の間置いて併設しながらやるというふうなことですが、委託期間が4年間というふうな契約期間があるわけですが、その併設しながらの期間はこの4年間というふうに考えていいのかどうか、まず1点、そのことについてお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。契約期間はお尋ねのとおり4年間となっております。まずは現段階で調整しているのは、まずは来年度令和2年度1年間は中で一緒にということで、まだ2年目以降については今のところ現段階では1年だけであって、2年目からは協議して受託者の設置する場所、保険者として認める場所ということで協議をしながら検討を進めてまいりたいと、今のところ2年目以降はまだ未定ということで、予定としては1年間だけまずは庁舎内というふうに現段階では調整してございます。以上でございます。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。その見通しのないところで、まず一つはですね、現在の方々の身分保障について、ということは1年間というふうになりますね。継続されていくわけですか。ずっと。そのことについてはどうですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まずは町が宮城病院さんに契約をしたのは4年間、今の今回宮城病院さんで採用された方、済みません、ちょっと手元に資料なくてわからないんですが、雇用の形態についてはその4年間だったのかはちょっと今済みません、申しわけありません、手持ち資料がございません。ですが、先ほどの副町長からのお話のとおりですね、うちのほうから仕様書に基づく内容でのプレゼンテーションに基づいて引き続き雇用というふうな話も十分されていることから、そこは山元町の保険者、あとは

包括支援センター運営協議会等々で注視して確認をしまいたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）いいですか。もう一回。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。説明がちょっとうまくできなかったもので、今お尋ねのは場所ということでよろしかったでしょうか。（「そうです。場所」の声あり）場所に関しては1年間は役場で、2年目以降は未定ですが、今のところ宮城病院の示す場所というふうに考えています。

雇用に関しては、場所を問わず、そこは宮城病院さんが先ほど副町長が説明をしたとおり、そういうプレゼンの中での雇用をいただいたので、あとは宮城病院さんの規定の中での雇用になってくるかというふうに存じます。ですから、場所が山元町であるから今までのスタッフが1年間だけ確定するわけではなくて、勤務状況等によると思うんですが、基本継続して勤められるものというふうに理解してございます。場所が変わってもですね。雇用形態は役場じゃなくて宮城病院さんとの雇用になっていますので、そのままそっくり場所を移って仕事に従事していただくというふうな形を想定してございます。以上でございます。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。という1年1年契約であるけれども、希望があれば採用になる可能性が高いというふうな捉え方をしてよろしいわけですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。申しわけございません。今、手元に宮城病院の臨時職員を雇うための雇用の条件等の契約内容等、今手持ちにございませんで、ちょっと記憶で申しわけないですが、1年だったよね。そこはちょっと時間をいただければ資料を確認して、この場でご回答できるんですが、通常であれば勤務していればそこは継続雇用というのが常なシステムだと思いますので、場所が変わっても雇用いただけるというふうに考えてございます。以上でございます。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。もう一点、町でこの条例、山元町地域包括支援センター条例を廃止すると4月1日からは宮城病院でこれに類似する条例というか、内容の条文をつくるということになると思いますけれども、できていて我々が目にすることはできるのかどうか、そのことについてはいかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらは、この包括支援センターというのは市町村、または市町村から包括的支援事業を委託された者が設置するよう規定されています。町、もしくは事業をやる者が設置することになるということで、まずは今回町で設置しなくなるため制定した条例を廃止するんですが、まずは町が指定する者が設置できるというふうな、町またはその事業を実施する者が設置するとなっていますので、今回条例では設置するのではなく、その大もとの上の介護保険法のほうで定めがありますので、まずは宮城病院さんが設置することについて、町が指定するということがまず1点。あわせてやはり宮城病院さん企業ですので、企業の定款は本部だから違いますね。その宮城病院さんの運営の組織図等々を4月1日から新たにつくり直して、それは例えばこちら一般的に見られるのは例えば病院のパンフレットとかですね、そこにはしっかり宮城病院の医院長がいて、その下に各課があって、そこに包括支援センターがあるというふうな組織図になるというふうに現在確認をして伺っているところでございます。以上でございます。そういうパンフレットで確認できる場面があるかなというふうには思います。以上でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。私が確認したいのは、やはり宮城病院も一つの企業体ですので、数年経過して、現在の町で行っている包括支援センターの業務がどんどんどんどん低下することがないのかどうか。町が現在のような形でやっていけば条例等々でそれが定められて、その基本的な条項を守らなければなりませんので、その辺が大丈夫なのかどうかですね。4年後またそれを継続して次の4年も大丈夫なのかという懸念が私は十分あるわけです。ですので、今この場でそのことを言っても始まらないというふうにお考えかもしれませんが、やはり引き続きこれは続いていく事業なので、ちょっと心配しているんですが、そのことについていかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かにいろいろご懸念の部分、それはそれで理解するところでございますけれども、ご案内のとおり、宮城病院さんは独立行政法人というふうな位置づけの中の組織体、企業体であるというふうなことでございますのでですね、いわゆる国の外郭団体の位置づけでございますので、それはお互いにそういう立場の中で、信義則の中でしっかりと運用をしてもらおうと、またそれをお互いに必要に応じて確認をし合うというふうなことで今後とも進めていきたいなというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。その心情的にはわかります。信義的にもわかります。それで1年目はいわゆる少しずつ少しずつ方法等々を病院のほうに移管していくために庁内で仕事をしていくんだらうと思いますが、それが全く庁舎から離れて向こうサイドに移ったときに少しずつ少しずつ変化変更が出てくると思うんですが、そのときに我が町としての姿勢をきちっと示すことが可能な状況にあるのかどうか。そのことについてだけお伺いします。

副町長（樋口 保君）はい、議長。今回の宮城病院さんへの包括支援センターの委託についてですが、これについては基本的には介護保険法の網がかかります。なので、条例よりも上位の介護保険法の網がかかって運営をしていただきますので、介護保険法に基づいて我々も手続をとるということです。先ほど担当課長がお話をいたしましたとおり、市町村から指定を受けた事業者が運営をできるということです。法律的に我々は宮城病院さんを指定いたします。そうすると、包括支援センターというのはそれでもう法律的に山元町は宮城病院が設置したということになります。今、我々廃止する条例提案させていただいておりますけれども、町の組織として今包括の所長いますけれども、町の組織として置くときの根拠としてこの条例を設置していただいたので、実際には感覚としてはですよ、感覚としては組織の設置条例なんです。町の中の包括支援センターという組織を置きますよという条例を今回外に出しますから廃止をさせていただきますということです。なので、今議員おっしゃったような一般的な包括支援センターのソフトの部分の業務については、介護保険法の中でやっていただくということになりますので、この条例よりも上位の法律の中の適用になるということなので、そこは我々も法律に基づいてきちんと検査というんですかね、審査、監査というんですかね。それは行っていくと、その中で業務内容を確認していく。もう一つ、契約を結びますから契約の内容の中でも確認をしていくというふうになります。

宮城病院が定款みたいなものをつくるのかというのは、当然今までの国立病院機構の中の規約だったか定款だったか済みません、ありますけれども、そういった中での範囲できちんとできるかどうかということについても本部のほうから厚生労働省に確認をしてオーケーというふうになっておりますので、病院全体としても、先ほど桔梗課長申し

上げましたが、組織をつくる、私たちが条例つくったようにですね、組織を配置するところまできちんと病院機構の中で、あるいは宮城病院の中で担当しているということです。組織の部分についても我々は確認をしているということでご理解をいただきたいと思います。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

10番（阿部 均君）はい、議長。今いろいろと二人の方が、質問していろいろな部分ですね。雇用の関係とか、いろいろな部分質問なさっておられますけれども、今この議会とその包括支援センターの関係ですね。今はセンターの所長が説明員として出席をされているという状況でございます。そうすると、今後いろいろな部分で高齢化がもっともっと進展する中であってね、いろいろな包括支援のニーズが高まるという状況の中でなぜ今がこの委託の時期なのかという1点は疑問を感じておるわけでございますけれども、議会のチェック機能といいますか、そういう部分が全く包括の部分、委託ということで説明員の出席要求もこれかなわないと思いますし、当然宮城病院の方が役場の職員でなく宮城病院のほうで所長なり、責任者の方を選任するという状況になろうかと思えます。今後いろいろな包括支援、非常に重要な業務の議会としてのチェック機能はどういうふうにすればいいのかなという部分が非常に心配しているわけでございます。これ全て保健福祉課長がかわってやるというような状況になるのかどうか、その辺確認したいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には先ほど課長からも今後の組織の関係も触れましたように、保健福祉課内において業務を必要な包括に関する業務を行うというふうなことになりますので、そういうふうな仕組み、対応になろうかなというふうに思います。いずれいろいろご懸念の部分ございますけれども、我々は法律に基づいた措置を粛々と進めるというふうなことでございますので、その範囲において議会とのかかわり、チェックということでご理解をいただければというふうに思います。

10番（阿部 均君）はい、議長。今町長から法律に基づいてというお話がございました。当然法的には何ら問題がないというのは私も認識はいたしておりますけれども、この包括支援という業務ですけれども、非常に重要な位置を占めておりますよね。今後団塊の世代が後期高齢者に入るという部分でもっともっとそのニーズといいますか、いろいろな部分で老人福祉のサービスの低下につながるのを一番私は懸念しておるんですけれども、そういうことは全くないと言い切れるんでしょうか。その辺お聞かせ願います。

議長（岩佐哲也君）サービスの低下にならないかというご質問ですが。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回の包括支援センターの業務委託につきましては、やはり議員も懸念されている地域包括ケアシステムの構築が一番にあるというふうにご考えでございます。やはりそこで言われているのが2025年団塊の世代の皆様75歳を迎えるまで地域で包括ケアシステムを構築するというのが一番の課題となっております。

包括支援センターの業務の中にはやはり民間が得意とするようなケアプランを作成する業務であったり、あとは認知症の方を支援する業務であったり、あとは行政が得意とする地域づくり、地域で見守るというふうなさまざまな業務、現在並行して進んで地域包括ケアシステムの構築に向けて現在取り組んでいるところです。今回のタイミングでやはり委託となりますと、2025年の地域包括ケアシステムの構築が一番であってですね、民間でできる得意とするところ、例えばケアプランであったり、認知症の対応で

あったり、医療的な支援ですね、は、やはり民間でやっていただく、あとは地域づくりに関しては町職員が力を入れてやっていくというふうな形で何か本来力を入れるべきところにさらに強くですね、事業を進めていけるというふうなことも踏まえ検討してまいった結果ということを考えてございますので、現段階ではやはりもちろん仕様書にもですね、現状よりもっとと、よくというふうなことも入れていますので、さらなる地域包括ケアシステムの構築に向けて加速していくと、あわせてやはり先ほど副町長のほうから話ありましたが、大もとの法律で定めがありますので、保険者はあくまでも山元町です。あと、その包括支援センターのチェックする機能、第三者機関、地域包括支援センター運営協議会等もございますので、そこはしっかり監督しながら2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けて一層取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい、議長。そうしますと、行政のほうでしっかりと保健福祉課長を中心にきちっとそういう部分では常に連携をとりながら、きちっと業務の遂行をしていただくという理解でよろしいのでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第3号山元町地域包括支援センター条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第3. 議案第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第4号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料No. 9、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正等の内容でございますが、この4月から任用を開始いたします会計年度任用職員のサービスの宣誓について、山元町職員服務規程にその方法を定めることから、本条例において委任する旨の条文を第2条に追加するものであります。

補足いたしますが、この4月から任用開始する会計年度任用職員は、制度上、1会計年度ごと新たな任用となります。よって、同じ方が引き続き任用された場合でも任用の都度サービスの宣誓を行うこととなりますことから、公務運営の適正を確保した上で実務に則した運用とするため、その方法を定めるものであります。

そのサービスの宣誓の方法であります。2に抜粋して記載しております山元町職員服務規程第3条第2項に規定する内容のとおり、新たに任用された会計年度任用職員は、前項の例、つまりは一般の職員と同様、辞令の交付者等の面前においてサービスの宣誓を行うものとし、同じ職員が会計年度を連続して再度の任用となった場合は新たなサービスの宣誓は行わないとする方法でございます。

2の施行期日であります。令和2年4月1日施行とするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第4号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第4. 議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第5号山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料No. 10、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院で定めるなどの措置を講じていることから所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、現行では任命権者は公務のため臨時または緊急の必要がある場合には正規の勤務時間以外の時間において時間外勤務を命ずることができまますが、規則で定めるところにより時間外勤務命令の上限を定めるため改正するものであります。

規則で定める超過勤務命令の上限は、この2に記載のとおり、上限時間は原則1月に月45時間、かつ1年につき360時間以下、他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間は1月につき100時間未満、かつ1年につき720時間以下といたします。

なお、この他律的業務とは、復興事業、議会関係、法制執務、予算編成等に從事するなど、業務の量や時期が部署の枠を超えて他律的に決まる比重が高い業務を想定しております。また、上限時間の特例として大規模災害等、突発的な状況に対応するための緊急業務、その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものに限り上限時間を超えることができるものと規定いたします。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日施行とするものです。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第5号山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第5. 議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第6号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

資料No. 11、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、地方自治法の一部改正において地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しが行われたことに伴いまして、条の移動が生じたことから当該法を引用しております関係条例を改廃するものであります。

関係する条例は記載の3つの条例であります。昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例、これにつきましては引用箇所

がございます。ただし、この本条例制定の目的が終了していることを鑑み、今回はもう廃止するというところで提案させていただきます。

また、山元町監査委員条例及び山元町公営企業の設置等に関する条例については、法第243条の2が法第243条の2の2に改正されることに伴いまして、引用箇所を改正するものであります。

2の施行期日でございますが、令和2年4月1日施行とするものです。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第6号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第6．議案第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第7号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

資料No. 12、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、ただいま申し上げました法律、通称デジタル手続法の施行に伴い所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、デジタル手続法の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名等が改正されたことから、当該法を引用しております関係条例を改正するものであります。関係する条例は、記載の2つの条例でございますが、固定資産評価審査委員会条例では法の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたこと及び条項号の加除に伴う引用箇所の改正及び山元町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例では、法の題名に準じ条例の題名を改正するものでございます。

2の施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第7号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時といたします。

午前10時50分 休憩

---

午前11時00分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）日程第7. 議案第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第8号山元国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料No. 13、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、東日本大震災における被災自治体に対し交付された調整交付金等の財政支援措置が今後見込めず、そのことから財政主体である宮城県に支払う事業費納付金に要する財源を満たす国民健康保険税率に改めるため提案するものであります。

改正内容の前にですね、この改正の考え方についてご説明いたします。

これまで東日本大震災における国の財政支援や財政調整基金を有効に活用しながらですね、県内自治体の中でも最も低い税率を維持してきました。ですが、令和2年度以降については、同様の財政支援が見込めないことから、財源が不足することが懸念されて

おります。このことから財源を確保するため国民健康保険税の税率の引き上げを行うものです。引き上げに当たってはですね、保有します基金を令和2年度から3年度の2カ年かけて税増額の抑制を行います。激変緩和を行いながら基金を活用し、被保険者の負担軽減を図り、改正するものとなります。

それでは、表をご覧ください。

左側が現行の税率になります。右側の太枠で囲んだところが改正後の税率、その右側が現行税率から改正後の税率の差であります。上から医療分である基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護保険納付金分、国民健康保険税の合計になります。

合計の欄をご覧ください。

所得割が2%の増、被保険者均等割が8,200円の増、世帯平等割が7,500円の増とする改正であります。

裏面をご覧ください。

税率改正に伴う被保険者負担額について掲載したものになります。数字については震災前現行は調定額を、改正後は県から示された事業費納付金から今回投入します基金を差し引いた額をそれぞれ被保険者数で単純に除して得たものです。

(1)の40歳未満及び65歳以上の被保険者の表は介護納付金が課せられない場合、(2)の40歳から60歳以下の被保険者の表は介護納付金が課せられる場合となります。今回の改正は、今後の財政支援が見込めないことから、現在ある基金を活用し震災前の税率に段階を経て戻すようなものであるため、震災前の平成22年度と改正後の比較、現行と改正後の比較を記載しております。

(1)の表でご説明しますが、震災前と比較しますと1人当たりでは年間4,600円、世帯当たりでも1万9,800円少ない状況にありますが、現行と比較しますと1人当たりでは1万7,800円、世帯当たりでは3万7,700円増となる見込みです。

下段の1期当たりの数字は年間を納期数である9で除した数であり、納期ごとの負担見込みをあらわしたものになります。

条例議案の概要の表をご覧ください。

施行期日等ですが、公布の日から施行し、令和2年度以降の国民健康保険税に適用するものです。

以上、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

2番橋元伸一君の質疑を許します。

2番（橋元伸一君）はい。説明を前にも何度かいただいていたしまして、理解できないわけではないんですけども、ちょっと確認といいますか、聞きたいんですが、基金がですね、前回一般財源の部分で想定よりも10億円多くあると、真水分でね、そういう部分のお金を充当するということはできないのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまお尋ねありましたこの国民健康保険の運用の中いわゆる特別会計のほうに一般会計のほうからという基金を活用した繰り入れのお尋ねでございましたが、基本的にですね、特別会計の仕組み、考え方としては独立的なですね、会計を基本に運用すべきというふうになってございますので、それぞれこの保険に加入してい

ただいている方々の負担でもって全体の運用を図っていくというのが基本であるというふうに認識しているところがございますので、そういうことでのご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

2番（橋元伸一君）はい。今のも聞きますとそうですね。不公平が出てくると、加入していない人の分のお金も使ってしまうという部分なんですけれども、よそではやっぱりそういうことというのは一切やっていないことなんでしょうかね。金額がですね、今回は他市町村なんかと比較して当町は安くしていたと、そういう部分、これまで努力してきたという部分はわかるんですが、増額が結構一気に大きいんですよ。よそよりは低いといっているながらもこれまでよりも3万7,000円一気に世帯でいうとね、上がるわけですから、結構大きい部分、大きいので、その辺をもう少し段階的にできないかなということでの質問なんですけれども、よそではやっぱりそういうことは一切やっていないということなんでしょうかね。

町長（齋藤俊夫君）はい。他の自治体等での一般財源からの繰り入れという部分については全然なしというわけではないというふうに私も伺っておる部分でございます。ただ、これまで我が町では基金を活用しながらいろいろと議会のほうからの基金運用、活用についてもですね、ご意見を賜りながら運用してきたと、そういう中で今担当課長申し上げましたとおり、県内では一番低い負担水準にあるというふうなことでございます。議員ご懸念の今の水準から比べますと改正後の水準というのは保険に加入していただいている皆さんからの負担の度合いというのは一定程度上がるわけでございますけれども、我々が県内35市町村確認している中ではですね、今回の改正に伴って山元町がどういう負担の水準、位置づけになるのかというふうなことをご参考までに申し上げれば、35市町村のうちで27番目の水準になるというふうな、そういうレベルでございますのでですね、これまでの運用の考え方、そして今後の負担のレベルというふうなものをですね、ご理解をいただければというふうに考えるところでございます。

2番（橋元伸一君）はい。今町長に答弁していただいたですね、県内での何番目という、そういうふうな資料もいただいております。その中で先ほど言ったようにこういうことはできないのかと、もう少し段階的にはできないのかということでお伺いしたんですけれども、今回この提案がなされているということは町としては今のところそういうことは考えていないということよろしいですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。私どもといたしましては、今この国保会計の中でですね、残っている財政調整基金の残高をいろいろと考えながらできるだけ保険加入者の皆様に負担感を少しでもやわらげるような考え方での改正、引き上げをお願いしたいというふうなことでございますので、重ねてご理解をいただければというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今のお話にありましたように、いろいろ町の努力というものにつきましては評価するところなんですけど、やはりこの引き上げ幅、負担の重さについてはいわゆる県内で最下位、最下位っていう意味のですね、というこれまでの努力の中であつたということでは大いに評価するところなんですけど、しかし実際の被保険者からすれば一気にこのぐらい上がるというのは、やっぱりその負担感負担増というのは非常に重いものかなというふうに思うというところからちょっと確認したいんですけれども、もったこの工夫ができないかなと、この間、今回に関してはですね、工夫する期間がね、

非常に短かったんですよ。このことについて検討し始めたのはいつごろから検討し始めたのか伺います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回の税率改正に向けての取り組みですが、やはり前回ですね、引き下げした時点からやはり想定はしていたケースではございます。なお、具体的に詳細な試算をし始めたのはやはりちょうど1年前ですね、遠藤議員のほうから総括質疑のときにあったですね、国保料の引き下げをということの中での一回精査をしてございます。あわせて次の31年6月の議会でもですね、国保税に関する一般質問を頂戴しまして、その中でも精査をして推移を見てきて、なおその1年前、ちょうど1年前の総括、あとはその31年の6月でもですね、やはり基金が枯渇しそうなのでそろそろ税率を引き上げる時期だというふうなご回答もさせていただいているところではございました。その際にはやはり詳細に数字を確認してございます。実際ですね、今回の税率の確定値に近い取り組みとしては、やはり都道府県単位化に伴いまして一番初めの速報が出てくるのが11月時点でやはり山元町として幾ら税金を集めるのがいいだろうという数値が県から示されます。そこで一旦さらに詳細な数字をもって税率を試算して、その後ですね、年明けになります、このような状況になってきましたと、引き上げるようになりますので、例えばずっとぎりぎりまで基金を使わずに今の税率を引っ張って行って、3年後、4年度上がるようになるケースが想定される、もしくは今回みたいに今ある基金を使いながら激変緩和で徐々に増負担をお願いするというふうなさまざまなケースで試算をしてまいりました。県内の市町村がどれだけ税金を集めるべきだという数字の確定がですね、12月からあって、最終的にはですね、12月ですね、12月……、少々お待ちください。済みません。1月ですね、2月の頭、1月に、12月から仮算定で本算定が少々お待ちください。1月16日、1月16日に本算定の数字がまずは事務方に公表されます。それをもって本試算を始めました。その後税務課とうちのほうと協議をして、一番初めの常任委員会に報告したのが1月の24日でしたかね。そこから、そうですね、報告しながら、あと1月末、1月31と、あとは事あるごとに大体数字が固まって大体見えてきた段階で、その都度その都度報告してきたというふうに考えている次第です。総括的に1年前ぐらいからは詳細に検討はしてまいりましたが、まずは県の示す仮試算、11月の段階、あとは本試算、県の示す数字が1月の中旬ごろ示されますので、それをもって本試算ということでのスケジュールが精いっぱいのところだったのかなというふうには今となっては、今の段階ではそこが一番正確にお示しできるスケジュールであろうというふうに考えてございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういった努力といたしますかね、動きについては確認しているところなんです、その動き方といたしますか、取り組み方といたしますかね。その辺に少し問題とは言いませんが、不足なところがあったのかなというふうに、まずその辺をもっともっと時間をかけてですね。我々にも示して、そしてお互いに勉強しながらよりよいところの何ていうか、着地点といたしますかね、ということ求めてきたつもりなんです、その辺ができなかったということをまずちょっと確認しておきます。

この中身についてなんです、これまでの基金を活用した引き下げを、あるいはね、というようなことでずっと取り組んできた。今回はそれを2,000万円で抑えると、それを全部吐き出すというようなことで2カ年という取り組み方、それはそれでいいでしょうとか、出すという方針、考え方としてはね。そのとおり、という中で、じゃ

あもつと精査、2,000万、3,000万でも出てくればその分さらにつき込めるわけだから、最低2,000万というふうになったんだからね。その辺の金の動きが見えない、示せない中でいきなりぼつとこの数字でね、認めてけろというのはこれまでの、この資料一切変わっていないよね。14日から1月の14日とか、その後何か全協等々でね、説明されてきたんですけれども、その中でももっと工夫ないのかと言っても全然変わっていない。この中身についてはね。ということなんです。まずね。その前にここで資料で示された差についてね。表の部分のね。これは今ここに示されているのは、最終というふうに見ていいのかな。だべ。ここからまたさらに2カ年というからね、そういう場合には2カ年後のことも示して我々に判断を仰がなくちゃならないと思うんだけど、その部分がまずないというのがもう大きな穴、我々が判断する上でね。それを示していただかないともっともっと、この、こいつでいいのか。こいつが2年後のあいづなの。2年、「別の資料」の声あり）別の資料。前にもらったやつか。修正版、こいつか。そうすると、きょうの説明はこっちのほうで説明しなくてね。全体が見えない。これだとこれで済んでしまうのかなというふうになってしまうんです。まあこっちの説明は確かにしていると思いますけれども、どれだけこの短期間の中で我々もねこれを理解するのになかなかね難しく、これだけでというのもうまくないけれどもね。そうすると、これで見ると、そうするとさらにふえるわけだ。これな。改正後の改正後で例えば、どこを見ればいいんだ。ああここだね。R4年度以降のさっき出てきた3万7,700円というのはどいなくなるんだ、これ。4万5,400円というふうになるんだよな。本来ならばこっちより(2)のほう为中心だべから、その方々は4万4,200円がねという、でもこれね、余り抽象的という具体的でないの。この4万4,200円というのはね。実際だったらモデルケースね、前はね、そういう資料も我々によこされました。例えば子供2人、大人2人というのが大体一般的なモデルでね。その家庭ではこういうふうになります。あるいは所得によってね、年収500万の人と年収200万の人ととの世帯ではこういう結果になります。200万ぐらいの人だとこんなに上がり幅がないとかね。500万の人は逆にそんなに上がり幅がないとかね、というようなことも示されながら全体としてどうしていくのかというようなことで時間をかけながら最終的にここではしゃあないなと、こういう状況ではねというようなことでお互いに、議会もね、あれも一緒になって考えてきて検討してきたというのがこれまでの経緯なんです。ということを一々しゃべってもあれだからね。ということになるとね、さっきの不安を、同僚議員ね、不安示したわけですけれども、さらに来年、ことし上げて来年はさらにまた上がるというその結果がこれだけなんだと、ただモデルケースでいうとね、これ1世帯で相当な額になると思うんです。世帯数ね。その辺ちょっとわかる範囲でね、例えば4人モデルケースというの当然試算していると思うので、そういう世帯の比較というのはどうなっているのか、ちょっとまずは確認します。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。お答えいたします。

今回の算定に当たっては、それぞれの所得段階では当然試算をしております。山元町の場合ですと、平均するのが1.6人、国保の加入世帯が1.6人ぐらいになりますので2人世帯として試算してございます。所得も平均しますと給与収入で200万程度の方が多くことから、その所得を使ってということで試算してございます。その場合ですと、5割軽減に該当する方、2割軽減ですかね、に該当する方になります。現行ですと、

済みません、介護納付金がない世帯の場合ですと現行が約11万7,300円、これが改正後になりますと15万1,800円になります。差額としましては3万4,500円と介護納付金のある世帯になりますと、現行ですと15万2,900円、これが改正後になりますと19万2,700円、差額としましては3万9,800円増となる見込みとなっております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。具体的な例ということですね。挙げてくださったんですけれども、この数字を見ただけでももう相当なですね、先ほどの説明以上にですよ。11万7,300円払っていたのが、もう3万4,500円の2人生活で、2人と言ったんだよな。大体年金暮らし、この方たちは多分年金暮らしの方が主だと思っただけけれども、それで200万の世帯ですね。あと、その若いほうにいくと、さらにその上げ幅が高くなる。ところが若いほうのね、若い人の収入というのは200万ですからね。先ほどの2人暮らしでね。そういうふうな200万で生活している人が今3万9,800円も一気に上がるというのが実態なんです。一番低いと、宮城県内でね、という山元町ですらね。今の数字は2年後の全部使ったケース、全部使うというのは令和2年、令和3年。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。今の試算につきましては、今回の税率での試算です。最終的なものについては、そこまでの試算はしてございません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。やっぱり改定するときそこまでやってね、どのぐらいにね、うんと精査して、どれだけひどいのか。これで確実にこれ以上上がることは明確なんだよね。2年後そういう負担を200万の世帯の人たちが負担をしなくちゃならないというのが現実なんです。現実はですよ。しかしながら、金がないとかなんとかということでそういうふうになるんだべけれども、しかし先ほど同僚議員が言われました。そうしたときに一般財源等々も少し出しながら、本当に最終的にはこうせざるを得ないと、金がないわけだからね。にしても、やっぱり本当に暫時的に、これはたとえにならないかも知れませんが、住宅の減免ですね。5年とかというとやっぱり大変でしょうけれどもさらに5年、そのぐらいのスパンでなだらかな漸減というの、そういうふやし方をして、なるべく負担をかけないというのが多分行政の果たす役割なのかなと私は思っているんですが、そういうふうにするためにももともとここに財政の事情とかね、も我々に示されていないんです。前はね、いろいろな資料を私たちにいただきました。そしてその中で我々も一生懸命頭を悩ませました。町だけの責任ではないと、例えばですよ、税率改正で平成19年度から21年度は税率改正したごとに詳しく保険料ではどのぐらい、国庫支出金はどのぐらい入ってくるのか、あと基金取り崩しがどのぐらいすればどの程度の税率に下げることができるのか、あるいは上げることができるのかということで、こういうふうの詳細にですね、いろいろ私たちにもわかりやすいような資料で示されて、我々もこれに従って我々のそれぞれの頭の中でそれぞれが判断したというのがこの間の10年、20年以上続く国保のね、世界といいますか、ということで取り組んできたんです。そのためには当然先ほど時期をね、確認しましたから、そのためにはやっぱり時間も必要だと、その中で何回もこういう資料、資料も何回も出していただいて、我々も判断できるようにというようなね、同じ時期に今言ったこういう資料、税率改正シミュレーションというものがあって、いろいろなパターンを示して我々に理解をするように、例えば2人世帯、世帯総所得85万円の場合2割軽減、この場合はこうですよと、あるいは世帯総所得300万円の場合は2人世帯でこのぐらいの内容になりますよとか、もろ

もろにいろんなケースをこうしてね、立派にわかりやすく色つけて我々に示して、これ25年ごろの話です。こういうの残っていると思います。確かにこの当時やっぱり県内で逆に高かったのですね、そういうのも。こういう資料もね、我々に示しながらこういう改正に至った。我々も、我々もというか議会もですね、背景については十分私も理解しているつもりです。これは全国的な問題です。この国民健康保険税というのはね。そしてどうしても大変なところは今でも一般財源から繰り入れて何とかしのいでいると、負担を最小限というか、低く頑張っている自治体も今でもあります。という中でね、この辺のここまでの検討はされたのかどうかということを取りあえず確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいま遠藤議員からるるこれまでのこの国保の運用に関する経緯、経過も含めてのお尋ねがございましたけれども、ご案内のとおり、そのいわゆる各自治体ごとのですよね、運営から県単位での運営にかわったというふうな大きな流れがありますし、担当課長が先ほど今回の提案に至る検討の経緯もお話をさせていただいたとおりでございます、必要な算定の情報が入るタイミング、さらには基金を活用してきた中で残念ながら枯渇一步手前という段階でございますので、やはり今までの町独自の運営スタイル、それから基金残高も先が見えてきた中での検討ということになりますと、当然今までのようなわけにはいかないというふうな、そういう状況の中での検討ということをご理解賜ればというふうに思います。

そして、町としてはこれまで基金の活用、そしてまた先般担当課が、保健福祉課がですね、いろんな健康事業を通じての町の取り組みが県のスマート県民の市町村部門で表彰を受けたというふうなこと、これは国保のほうの健康事業、あるいは一般会計での健康事業と抱き合わせながらですね、取り組んできた部分もございます。ただ、いかんせん今の山元町の現状は負担は県内で一番低いんでございますけれども、いわゆる1人当たりの国保の医療費ですね。この負担の水準というのは県で2番、「速報で1位になりました」の声あり）速報ですと残念ながら1位に上がってしまったというようなね。非常にアンバランスな状況でございます。ですから、私は町全体としていかに医療費の負担に結びつけられる取り組みをどこまで対応できるのかと、これにかかっているんだろうというふうに思います。担当課を中心にですね、これまでの取り組みにさらにこのいい取り組みを加速するようですね、取り組みをしていく中で1人当たりの医療費の負担を減らすと、そういう中でこの税率なり、国民健康保険の負担の軽減化を図るという取り組み、これが問われるんだろうというふうに思いますので、ぜひ議会の皆さんもですね、大所高所からの保険税のあり方、町挙げての負担軽減策のあり方、これを思いを共有していただきながらですね、進めていく必要があるのかなと、そんなふうにも今遠藤さんからいろいろとお尋ね受ける中でですね、思う次第でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今、何の質問に対しての今の答えだったかというのちょっと今覚えている人。今、町長がおっしゃったことは否定全くしていません。当然そういう事業ね、どんどん取り組んで、そして将来的に負担のかからないようなという事業については全く否定しないし、むしろ評価しているつもりです。しかし、今回一番最初に言ったんですけども、この提案の手續といたしますかね、そこにちょっと問題はなかったかということでの一つ一つの確認なんです。なぜこの場でそういう細かい一つ一つまでの確認をしなくちゃならないのかということではね、そのことを今まで説明したんです。これまではこういうふうに関心ある資料をもらって、そして我々も考える機会を与

えていただいて一緒に努力をして、ですから2回3回と変えたこと、変えたことというとうまくないな。一緒にね、最終的にはお互いの勉強し合いというかね、検討し合った結果、当初出されたよりも下げるときには下げ幅を抑えたということもありました。上げ幅はもっと上げたというときもありました。そういうことも実際の財源等々を確認して、ということをおっしゃっている、私は今ここでいきなりぼんと出されてしまったけれども、まだやっぱり検討の余地がある。このことについては常任委員会とかね、あるいは全協等々の中でもう示している、指摘してきたかと思うんですが、その辺がまず一番最初にそれが全く中身についてはですね、何回か説明受けているんですけども、結果としてその中身が変わっていないと、だから先ほどどういった検討をしたのかということを確認したかったわけなんですけれども、本来ならば一発で出される前に本当はそういう機会をもっともっとね、持っていただきたかったということがあるので、そこもっと詳しいね、もっと資料も確認しながら、前回こうだったああだったというようなね。それがやっぱり今回一発勝負でこう出された。それでここで決めなくちゃならないんです。すると我々も厳しい、つらい立場にあるということから、少しでも検討に。これまでの経緯ですとね、3月に出されたとき、12月以降からこう示されて、こういう中身でというようなことで検討する機会がありました。いっぱいね。そして3月に提案されて、6月まで例えば担当の常任委員会に付託して、そこで審査して6月で決定するというので、その間もいろいろ調査する時間もありましたし、そして最終的に結論ということだったんですが、ですからお互い納得了解のまま出すほうもチェックする側もということ、この国保事業についてはそういう経緯で流れてきたんですが、そういうことね。そういうことですから、あと先ほど言った財源の問題でね、一般財源の活用というの考えられるし、あるいはまだ基金残高の使い方、ここに示されている財源、今回のあれでは財源の基金の推移、この推移も必ずいつも言っているんだけど、剰余金というのは前年度の剰余金というのが必ず生まれてくる。それがね、ここには含まれていない。確かにこれからの基金の剰余というのはそんなにそんなに前と違ってね、そんなに多額ではないということもわかります。でも1,000万、2,000万でも重要な基金、何回も確認しておく。2,000万というのがもうそこは固定しているわけですから、それ以上は使ってというふうになるとね、もっと検討の余地があるのではないかということから確認をしているわけです。私はできれば本当はね、もう少し我々にも考えさせる時間を与えてくれということ、今確認しているところなんです、その前に一つ、一つだけでない、これいろいろ確認したいこともある。とりわけね、素の基金の動向というのがね、どうなっているのか。現時点においてのね。それがどのように使われているのか。使われてここにこの結果になったのかね。ということをおまづ確認したいと思います。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。基金の残高の推移の見込みと最終的に2,000万というふうした基金の保有残高の考え方なんです、まずは基金の推移ですね、に関しては議員おっしゃるとおりですね、決算剰余金までも含めて計算してシミュレーションしてございます。また、おっしゃるとおりあくまでも現段階でのシミュレーションですので、多くは1,000万から2,000万上下することは想定している範囲でございます。そのようなことで計算をしてございました。その結果、今回の税率引き上げをお願いするような数値となっています。あと、最終的には2,000万に関しましては、やはり

国保制度の改正、毎年毎年改正ございます。それに伴うシステムの改修費であったり、あとは各種補助事業の償還分であったりという、ちょっとここ数年、5年間の推移を見ますとやはり補正財源として2,000万程度は必要だというふうな、平均をとっての見込みの財源でございます。それを加味して最低2,000万円は補正財源として確保したい。あと基金の推移については、現段階の見込みでは決算剰余金も含め検討している結果となっておりますので、その辺でご理解賜ればと思います。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。結果としてかなり正確な数字で示しているという今のお話ですね。それを期待して本当に、あとあけてびっくりとならないようにそれはね、その後決算時期にならないと出てこない数字かと思いますが、そうした中でね、単位化になったことによって地方自治体、末端のね、非常にこういうことで迷惑をこうむっているということになるわけですけれども、やっぱり今全国的にこの国保の問題というのは大きな問題になっています。いまだに赤字団体というかね、一般財源繰り入れて、そういう単位化になってもですよ。本来なら今まで相当赤字に想定する部分を一般財源から投入している、投資しているという自治体が多いことをもって国はそうさせないため、これは俺たちの、俺というか、そういうね、考え方もあるということで披露しているんだけど、ということで単位化して何とか国から出す金を少なくしようと、昔は半分半分どんどんどんどん国の責任で出していたものがどんどん国の出すものをいろんな理由をつけて少なくしていったことによって、この制度上はね、個人の負担、自治体の負担、あと被保険者の負担がどんどん上がっていったという経緯があるんです。ということから大変なところは相当な部分赤字団体は一般財源を投入している。そして、そういう単位化になっても、単位化では多分制度上やってはならないことになってはいると思うんだけど、しかしながら、そうせざるを得なくて今現在でもやっているところがあるということになっているわけですが、私そういう中で制度に問題があるということね。しかしながら、県が決めた納付額に対して自治体は何も言うことができないのかどうか、そのことを確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。議長にお願いでございますけれども、何か一般質問なのか、質疑なのか、ちょっと私には判然としないんですよ。質疑ですから端的にさせていただきますとね、今までのことを確認するというのも大切だというふうに思いますけれども、これはあくまでも質疑でございますので、議長ひとつよろしくお願いします。

議長（岩佐哲也君）端的に、質問を端的にお願いしたいということでよろしく。

8番（遠藤龍之君）はい。今ちゃんと言っていました。

議長（岩佐哲也君）再度もう一回、今の件。

8番（遠藤龍之君）再度違うく、今のなに全て議長はそれ、議長、あなたがここの議事整理権の代表なんです。町長から言われたからといって町長のあれなんですか。あなたの指揮権、議事整理権をきちっと守っていただきたい。この議場の中では。何を言っているんですか。（「休憩」の声あり）

---

議長（岩佐哲也君）暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

---

午後 1時10分 再開

議 長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

---

議 長（岩佐哲也君）先ほど町長より私に対する発言がありました。議会内での整理は私に責任があるわけではありますが、今後ともいろいろ私の至らない点もあろうかと思いますが、今後については先ほどのような発言については慎重にお願いしたいということで、ここで願っておきたいと思います。

そこで、休憩前の遠藤議員の質問であります。今回のこの制度は国・県の方針によって基本的にこのような事態になって、事態といいますか、方向になっているということで、国・県に再度再考するということの申し入れができないものかというような質問だったと思うんですが、遠藤議員、そんなことでよろしいですか。町長齋藤俊夫君、お答え願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどは大変議長に対してご無礼を申し上げました。

ただいま議長からお話あった遠藤議員からのお尋ねの部分でございますけれども、この制度につきましては、いわゆる各自治体での単独での国保の運営から県単位での運営となってまだ日が浅いという部分がございます。そういう部分で議員からいろいろと確認いただきましたできるだけ早目の説明、タイムリーな協議というふうな部分についてですね、我々としても意を用いなくちゃいけない部分もございますし、必要な速やかな円滑な協議運営に向けては県のほうにも基礎自治体としての関係、状況もですね、問題提起をしながら、できるだけ適宜適切な形でのご説明、協議ができるようにですね、引き続き意を用いてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長（岩佐哲也君）よろしいですか。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。今も話にありましたが、制度が大きく変わったからこそ我々もですね、十分な理解のもとで判断をしたいということからもろもろ確認をしてきたつもりであります。これ以上ですね、この中身については、背景については十分、十分とまではいかないけれども理解はできる。しかし何回も言うけれどももう少し検討する余地があるのではないのかなということからの発言でしたが、しかしながら、もう時間もないと、そういうことも含めましてですね、理解といいますか。しかしながら、今後の進め方について、これは毎回同じような、毎年同じことの展開ということになるわけで、やっぱり事前にですね、想定分というかな、最終的に県の額が決まらない以上定められないということはあるんですけども、想定といいますかね、何例かの県の指示が標準税率がこうだと、の場合にはこうだ、この場合にはこうだとかね、という形でということであれば、事前から我々も一緒に考えていくことができるということが考えられるわけあります。今回非常にね、時間不足の中で我々も十分な審査できないという中で、しかしながら、案件は非常に住民の負担の重くなる案件だということなので、今後はそういうですね、お互い納得までいくかどうかはわからないけれども、同じ土俵の中で、そしてその中でお互い判断できるような進め方、取り組み方を求めて終わります。

議 長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第8号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第8．議案第9号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。議案第9号道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

配布資料No. 14、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の改正を行うため提案するものでございます。

1. 改正内容でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令により固定資産税評価額の評価がえ等を踏まえた占用料の改定が令和2年4月1日から施行されることに伴い、当該単価を準用している本町の道路占用物件等に係る占用料等の単価を改定するものでございます。

3件ございまして、1条が山元町道路占用条例に関するものでございます。これは町道に関する占用を規定したものでございます。第2条が山元町都市公園条例でございまして、こちらは公園に関する占用について規定したものでございます。第3条が山元町公共物管理条例となっております、道路や公園等ですね、範囲には当たらない公共物、これに関して規定したものとなっております。

内容といたしましては、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、別表関係、それぞれの条例に別表がございまして、それらの別表関係の単価改定を行うものでございます。

個別の物件ごとの単価に関しては、条例に添付の表を見ていただければと思いますが、改定後の占用料につきましては代表的な物件として言いますと、第二種電柱1本につきおおむね20パーセント引き上げのものとなっております。

2. 施行期日でございますが、令和2年4月1日としております。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番菊地康彦君の質疑を許します。

11番（菊地康彦君）はい。今の課長のほうからおおむね20パーセント引き上げということなん

ですけれども、中には使用料が下がっているところもあるんですが、この辺についての説明をお願いします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。こちら占用物件の単価の中ではどこにでも、市街地でも郊外でもあるもの、これに関しては平均値単価というものを使用して単価を設定しております。それに対しまして一部の例えば商業施設の看板ですとか、そういった市街地にしかないものに関しましては、商業地の単価というものをもとにして算定しております。そのことによりまして、一般的な単価をもとにしているものは単価が上昇しておりますが、商業地単価を使用しているものに関しましては単価が下がっているという結果となっております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）いいですか。

11番（菊地康彦君）はい。説明の内容がこういうおおむね20パーセントという説明ですので、やはり説明の中にもそういった部分を含めて上程していただければと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第9号道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第9．議案第10号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。議案第10号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料No. 15、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、公営住宅法施行令の一部を改正する政令及び公営住宅法施行規則の一部を改正する省令の施行に基づき所要の改正を行うため提案するものでございます。

1．改正内容でございますが、公営住宅法施行規則の条文が改正されたことにより、山元町町営住宅条例第12条、第13条及び第15条2項において同法施行規則へ委任している条項にずれが生じたことから改正するものでございます。

2といたしまして、公営住宅法施行令の条文が改正されたことにより、山元町町営住

宅条例第37条及び38条において同法施行令へ委任している条項にずれが生じたことから改正するものでございます。

2. 施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成29年7月26日から適用するとしております。

補足させていただきますと、本来この条例に関しましては、平成29年の改正に合わせて改正すべきであったものでございますが、改正漏れが確認されたため、今回提案させていただいているものでございます。実務上は問題というのは生じておりませんが、さかのぼって適合させるために平成29年からの遡及ということで施行期日を記載させていただいております。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第10号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第10. 議案第21号から日程第16. 議案第27号までの7件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。議案第21号について、企画財政課長大内貴博君。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、黄緑色の表紙の令和2年度一般会計予算書をご準備いただき、表紙をおめくり願います。

議案第21号令和2年度山元町一般会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は113億8,831万1,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は第1表のとおりでございます。

続きまして、第2条、自治法の規定による債務負担行為を設定することができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表のとおりでございます。

第3条、自治法の規定による地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率等々につきましては、第3表のとおりでございます。

第4条、自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定めるものでございます。

第5条、自治法の規定によりまして歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

内容といたしましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

以上が、議案第21号の概要でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、議案第22号、議案第23号、議案第24号及び議案第25号について、保健福祉課長桔梗俊幸君。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、黄色の表紙の令和2年度国民健康保険事業特別会計予算書、こちらをご用意いただき、1枚表紙をおめくりください。黄色の表紙です。

議案第22号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計予算書でございます。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は1億7,324万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表のとおりとなっております。

続いて、第2条です。地方自治法の規定によりまして、一時借入金の借り入れ最高額、こちらを1億円と定めるものでございます。

次に、第3条です。こちらも地方自治法の規定によりまして歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めてございます。

第1号です。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

以上が、議案第22号の概要でございます。

続きまして、グレーの表紙の予算書になります。こちらをご用意いただき、1枚表紙をおめくりください。

こちら議案第23号令和2年度後期高齢者医療特別会計予算でございます。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は1億7,808万4,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表となります。

以上が、議案第23号の概要でございます。

続きます。次に、ピンクの表紙の予算書になります。介護保険事業です。1枚、表紙をおめくりください。

議案第24号令和2年度介護保険事業特別会計予算書になります。

まず、第1条、歳入歳出の予算の総額は1億2,268万5,000円と定めるものでございます。こちらと同じくですね、歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表になります。

続いて、第2条です。地方自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めまして、第1号です。こちら保険給

付費における各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は同一款内でこれらの経費の各項間の流用を定めるというものになります。

以上が、議案第24号の概要でございます。

最後4つ目になります。クリーム色の表紙の予算書になります。介護認定審査の予算です。1枚、表紙をおめくりください。

議案第25号令和2年度互理地域介護認定審査会特別会計予算でございます。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は741万7,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、これも同じく次ページ以降の第1表となっております。

以上が、議案第25号の概要でございます。

議案第22号、23号、24号、25号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、議案第26号、議案第27号について、上下水道事業所長大橋邦夫君。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、まず議案第26号令和2年度山元町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。表紙は白色のものでございます。

初めに、1ページをお開き願います。

第1条は総則であります。

第2条業務の予定量で、記載のとおりであります。

第3条収益的収入及び支出の予算について申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、総額4億4,497万7,000円を見込んでおります。

支出、第1款水道事業費、総額3億3,723万円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出予算について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、総額1億3,407万4,000円を見込んでおります。

支出、第1款資本的支出、総額2億4,760万6,000円を見込んでおります。

ここで収入が支出に対して不足する資金につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

次に、2ページをお開き願います。

第5条企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率等は記載のとおりであります。

第6条一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

第7条予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものであります。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第9条他会計からの繰入金を定めるものであります。

第10条棚卸資産購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

以上で議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号令和2年度山元町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。表紙が水色のものとなります。

初めに、1ページをお開き願います。

第1条は総則であります。

第2条業務の予定量で、記載のとおりであります。

第3条収益的収入及び支出の予算について申し上げます。

収入、第1款下水道事業収益、総額6億1,018万9,000円を見込んでおります。

支出、第1款下水道事業費、総額4億9,959万5,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出予算について申し上げます。

支出、第1款資本的支出、失礼いたしました。収入、第1款資本的収入、総額3億8,051万2,000円を見込んでおります。

支出、第1款資本的支出、総額6億3,458万9,000円を見込んでおります。

ここで、収入が支出に対して不足する資金につきましては、過年度損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、2ページをお開き願います。

第5条債務負担行為で、期間及び限度額を定めるものであります。

第6条企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還につきましては記載のとおりであります。

第7条一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものであります。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第10条他会計からの繰入金を定めるものであります。

第11条棚卸資産購入限度額を100万円と定めるものであります。

以上で議案第27号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから令和2年度予算編成方針並びに議案第21号から議案第27号までの7件に関する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、議題外にならないよう簡明簡潔に、また答弁は簡明にされますようお願いいたします。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。岩佐孝子君、登壇願います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。9番岩佐孝子です。ただいま提案されております令和2年度一般会計予算に対し過疎地域自立促進計画、そして第6次総合計画、昨年度までにいろいろ議論されてきた議会での議決、そして附帯意見等を踏まえながら、それをどのように受けとめ、今回のこの予算編成に至ったのか、その辺について、生かされたのか、その辺について確認するべく総括質疑を行います。

まず、1件目は保育所事業でございます。

1件目、保育所事業ですけれども、1点目、送迎保育ステーションの関係でございます。これにつきましては、ふるさとおもだか館を拠点にというようなことでの説明がありますけれども、説明書にもありますけれども、利用者の関係からどういうふうな形でここに至ったのかということを質疑をいたします。

2項目目、これはそのステーションから保育所までのということで、送迎業務委託についてはどのように考えていたのか、その辺について質疑をいたします。

以上、真摯なるご回答を求め、総括質疑といたします。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、保育所事業についての1点目、送迎保育ステーション事業のうち、ふるさとおもだか館利用者への影響について及び送迎業務委託についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

送迎保育ステーションは、坂元地区からつばめの杜保育所へ送迎している保護者の距離的な負担軽減を図るため、ふるさとおもだか館1階の会議室2を利用して朝夕の一時的な預かりとつばめの杜保育所へ送迎を行うものであります。具体的にはつばめの杜保育所の預かり時間と同様に、朝7時15分から自分で歩くことができる満1歳以上の入所児童を送迎保育ステーションで預かり、午前9時を目安につばめの杜保育所まで送り、日中はつばめの杜保育所で集団保育を行うこととしております。夕方は午後4時を目安に児童をつばめの杜保育所から送迎保育ステーションまで送り、保護者が迎えに来る午後6時まで送迎保育ステーションで預かるものであります。

対応する保育士はつばめの杜保育所に勤務している保育所で調整し、利用料金は無料で、送迎車や備品等の準備もあるため10月からの開所を予定しております。

先月21日にふるさとおもだか館で開催された定期利用団体代表者会議では、30名の方に参加していただき、送迎保育ステーションの概要を説明し、預かり場所として予定している会議室2には送迎保育ステーションとして利用しない日中は通常の貸し出しもできるよう調整中であることを説明しております。

この説明会では、ふるさとおもだか館を利用した送迎保育ステーションの設置に対して特段議論はありませんでしたので、利用調整についてはご理解をいただけたものと考えております。一方で、送迎に関しては児童の安全に関するご意見もあったことから、安全確保に万全を期してまいります。

次に、送迎業務委託についてですが、現時点では送迎車は町がリース契約で準備し、運転業務を町内の事業者へ委託することで検討しております。送迎保育ステーションの運営に当たりましては、児童の安全を最優先に考えて対応してまいります。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。ステーションにしたのはおもだか館というふうなことで決定しているようですけれども、そのおもだか館に至るまでの経緯をお尋ねいたします。ご回答願います。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

坂元地区の保護者がつばめの杜保育所までの送迎の距離負担を軽減を図るためを目的としておりますので、坂元地区内で地区の皆さんがですね、朝、それから夕方の時間帯、送り届けるところとして適当な場所というところでおもだか館が最適であろうと考えてこちらの場所に決定した経緯がございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。おもだか館のそのどこの部屋というところなんですけれども、その利用状況とかについてはどのように受けとめたのでしょうか。この前定期利用団体というふうなお話があったんですけれども、理解をいただけたというふうなことで受けとめているようなんですけれども、その辺については町長どのようにお考えだったのでしょうか。受けとめていたというふうには思っているようですけれども、利用者からきちっとした声を私は吸い上げるべきではなかったかと思うんですが、町長に伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども1回目の回答で申し上げましたとおりですね、担当課

長なりがこの利用調整会議に赴きまして、るる説明をした中で、先ほどお答えしたとおりですね、特段の議論はなかったと、安全面に配慮をすべきというふうな声があったというふうなことでございますので、そういう中での理解、判断で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。一步引いたとしてもちょっと私には理解できません。ということからですね、この前一般質問でも確認をさせていただきましたけれども、過疎地域自立促進計画では、最初は平成30年度というふうに言っていたのが、令和2年度に変更、それも軽微な変更であるということで提出した後に報告がありました。やっぱり軽微な変更のため議会にはということでしたけれども、まだ今もその令和2年度まで児童福祉施設ということは、保育所ですよということを確認しましたが、それは生きているんですよ。そのことをもう一度確認させてください。

議長（岩佐哲也君）岩佐孝子議員、利用者の影響についてという範囲で余り拡大しないような範囲で質疑をしてください。これは答え、もしあれであればどうですか。担当。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。現在の過疎計画上ですね、児童福祉施設については令和2年度のところに建設を想定しているような費用として掲載されている状況でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。利用者の状況からということで私は質問しているんです。要するに1部屋が、あそこがステーションとなれば、それは非常に利用者のほうからすれば不便になります。利用率が非常に、利用する側からすれば非常に1部屋確保ですからね、その分利用できなくなるというふうな不便さもあります。そういうこともありますし、あそこは防災拠点センターですよ。そういうことからしてなぜここだったのか、その辺について町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

おもだか館の中のいずれかの会議室というところからまず始まりまして、保護者の方がですね、送り届ける際にどこの部屋がいいかという視点で利用者側の視点に立って考えました。それで例えば2階に上がるというのであればやはり2階に上がるまでの時間がかかるだろうし、縦移動となれば子供の安全なんかも優先に考えないといけないなというところがありましたので、まずは1階でということでした。余り入り口に近いですね、坂元支所の窓口も併設しておりますので、支所に来る方との動線とかを考えた場合にですね、自動ドアを入れてですね、真っすぐ進んでいただいて、突き当りの部屋で適当な広さがある会議室2ということで、周りにはですね、授乳のできる授乳室であるとか、給湯室の設備も整っておりましたので、総合的に考えて会議室2が最適だろうと、確かに利用団体がそういう立地ですので利用率がいいというのも承知の上だったんですが、その辺は地区の方々に説明させていただきまして、一応のご納得はいただいたところであります。

それで、昼間の時間帯、衛生面に注意しながらになります。ほかの団体にも一定程度開放できるような工夫は今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。過疎債の分が生きているということも確認しました。そして、それではですね、利用者の部分、そして送迎、2項目目にも入りますけれども、送迎の

部分でですね、今まで保育所建設ということで議会から何度となく平成27年度の第2回定例会においてもですね、保育所の早期再建を求める請願があり、全員賛成で採決されました。そして、その後もですね、計画の策定、28年には410万を可決し、そして業務委託、29年度、そして現在までですね、いろんな場面で当初予算、そして決算審査の中で附帯意見も出ました。そういう附帯意見を踏まえながら今回の計画に至ったと思うんですけれども、予算編成に至ったと思うんですけれども、その辺について町長どのように受けとめてここまで来たんでしょうか。町長にお伺いします。

議長（岩佐哲也君）業務委託について、町長。

9番（岩佐孝子君）業務委託じゃなくて今までの経緯です。

議長（岩佐哲也君）これは通告外になっていますよ。的を絞って質問願います。

9番（岩佐孝子君）業務委託に関してなんだけれども、そこに至るまでの経緯を。

議長（岩佐哲也君）今回、今回上程されているのは、この予算に関する総括質疑ですから、挙手してから発言を願います。業務委託についてということで通告しています。その範囲内での質疑に限ってしてください。

9番（岩佐孝子君）はい。業務委託に至るまでということでの、今までの経過を踏まえての考え方についてどのようにしてこの予算編成に至ったのか。そこから業務委託ですよ。議長。違いますか。その業務委託に至る予算編成に至るまでの経緯を示していただきたいと思うんです。

議長（岩佐哲也君）町長、答えられるようであればお答え願いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の経緯経過につきましてはですね、一般質問のほうで複数の議員からの質問に対してお答えをしておりますので、やはりここは業務の委託という予算を直接計上させていただいた予算に絞ってのやりとりをお願いしたいなというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。予算を計上するまでは、やはり計上したならば、それなりの経緯があるんじゃないですか。経緯ということで、その議会での議決、採決、そして附帯意見、その辺のものを全部網羅しながら予算編成するものだと私は思うんです。そういう点から確認をさせていただいているんですが、ご回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私執行部も一般質問とこの質疑というものはそれなりに認識した中でお答えするべきだというふうに思っておりますので、前段申し上げましたとおり、同じような質問につきましてはやっぱり一定の中でやりとりをしていただくべきだろうというふうに考えておりますので、ここでのご答弁は差し控えさせていただきます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。これについては回答できないということではよろしいんですか。何のためにこのような形での、そして子育て支援パッケージということでのことを示していますけれども、私は違うと思うんです。その辺に至る経緯がわからないと業務委託に持っていけないんですが、業務委託、そして送迎ステーション、なぜというところに入っていくんですが、その辺についてご回答願います。

議長（岩佐哲也君）送迎だけの業務委託、送迎の業務委託についての説明であれば、説明できる範囲で。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

坂元送迎保育ステーションを設置する理由の一番の目的はですね、坂元地区の保護者がつばめの杜保育所までの送迎距離が遠いところをですね、保護者等の懇談会に

参加した折にも伺っておりましたので、そういった距離的な軽減、解消のためにこの送迎ステーションを設置して負担の軽減を図ることを目的としてこの事業を立ち上げたところでございます。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。そこに至るまでの経緯を私は知りたいんです。町長。そこまでに至る経緯、送迎ステーションをなぜつくらなければならなかったのか。それは保護者の負担を軽減する。それはわかります。でもなぜ送迎ステーションなんでしょう。送迎ステーションとは保育所が遠くて、そして保護者がということですが、厚労省でもですね、やはり近いところに保育所を建設したほうが良いというようなことを書いております。そういうことからしたならば、この地域でなぜそこにこだわらなければならなかったのか、その辺が私にはちょっと理解できないので、送迎ステーションそのものについても確認をしたいということでお尋ねしているんですが、ご回答できないんでしょうか。ご回答いただけないんでしょうか。

議長（岩佐哲也君）岩佐孝子議員に申し上げますが、送迎の業務委託については今担当課長から説明あったとおりです。ただ納得する、しないというのは、これは見解の相違もありますのでね。その辺は考えながら質疑を願います。

9 番（岩佐孝子君）議長、済みません。あのですね。私大きくは1項目目、2項目目出していますけれども、保育事業、保育所事業、そして1件目に大きく送迎保育ステーションというふうなことを掲げているんですよ。なので、そういうところからの回答を求めているんです。そういうことから予算編成に至るまでのその経緯をということでお尋ねしているんですが、だめなんですか。

議長（岩佐哲也君）そうじゃなくて、先ほど2番目の（イ）に入りますということ宣言して送迎業務委託について取り上げたということで、その（イ）に絞った質疑を願いたいと、願いますということをお願いしている。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。それではですね、行ったり来たりすると思います。1項目目、2項目目、そういう部分もあるとは思いますが、大きく1件目ということで1点目ということで送迎ステーションということなので、その送迎ステーションに至るまでの経緯ということで私はお尋ねしているんです。その中での細かいところをここに2点挙げたんですけれども、附帯意見、そして今までの議決、採決されたものについてどのように考え、捉え、ここまで至ったのかということについて説明がなく、1月にぽんと出てきた、この子育て支援パッケージなるものが出てきました。その辺の経緯を、ぜひこの当初予算を組むまでのところということで私は回答願いたいと思ったんです。

議長（岩佐哲也君）町長、その辺回答できるのであれば回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大変申しわけございませんが、やはり議会というのは一定のルールに基づいて運営されるべきでございますので、一般質問もう既に終わっておりますので、今は予算そのものの質疑という段階でございますので、その範囲での確認を重ねてお願いを申し上げます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいまの町長の回答によりますと、議会での議決、採決、そして住民からの請願、そういうことは全然加味しないでここまで来たということで受けとめておきます。

それではですね、その送迎ステーションどういう意味か、子育てパッケージの中からも見ました。子育て支援パッケージ、その中で保育所をつくらないというところの部分

での中身。1つ目、子育て世代が求めている多様なニーズ、それは国や県の示した施策を網羅しているだけだと私は思います。この町独自のもの入っていますか。その辺確認。それと、そして2番目の幼児教育・保育の無償化の動向、これについても動向を見ながらというふうなことではありますけれども、3歳以上無償化ということであればゼロ歳児から低年齢の子供たちの保育所の入所が非常に私は増加すると思います。そういうふうなことからどうして待機児童、そして待機児童がいないとおっしゃっていますけれども、4月時点では確かにおりません。そして途中での転入者、途中で誕生日を迎えた子が入所したいとなると待機児童です。

議長（岩佐哲也君）岩佐孝子議員に申し上げます。（「今説明しているんですけども」の声あり）  
通告の内で、通告の範囲内で質疑をするようにしてください。

9番（岩佐孝子君）はい。そして3点目、国の人口動向、町の人口動態、これはなぜでしょうか。定住促進事業、そして生み育てやすいというようなところであれば、やはり私は近くて近いところに保育所をつくるべきだと思うんです。そういうことから、その坂元公民館である、そして防災拠点である施設に送迎ステーションの基地となる場所をつくるということが私にはちょっとわからないので今質問しているわけなんですけれども、そういうことから町長、この予算、どういうふうなことからだったのかご回答願いたいんです。

議長（岩佐哲也君）町長、齋藤俊夫君。おもだか館利用者への影響と送迎業務委託について、その範囲内での、通告の範囲内での答弁をできる範囲でしてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私としては先ほど来からお答えしておりでございまして、やっぱり一般質問と質疑の範囲範疇を明確にした上で貴重なこういう時間をですね、考えるべきだというふうに思いますので、私はこの送迎業務委託とはどういう内容、形でやるのかというのは、先ほど来お答えしておりますので、質疑の範囲内での答えには十分なっているというふうに考えておりますので、これ以上のお答えはございません。

議長（岩佐哲也君）岩佐孝子議員に申し上げます。事前通告の範囲内での質疑と、しかも総括予算の中での総括質疑であるということを念頭に置いて質疑をするように申し上げておきます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。送迎ステーション、ここに至った経緯は課長から聞きました。でもそこに至るまでの470万ですね。子供をステーションからつばめの杜に誘導する際にもですね、非常に私は心配なんです。やはり子供を一旦預かったならば、そこから保育ですよ。でも今の送迎ステーションの役割を見ると、保育所の定めた規定によるものではなく、そういうところからしてやはり非常に危険だなということから、その送迎ステーションの業務委託というところにも非常に疑問を感じているものですから、それで質問をしているわけなんです。どういうところに注意しながら業務委託をする予定でしょうか。じゃあ。町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来からお答えしておりでですね、でございますので、まずはその運営に当たりましては、児童の安全というものを最優先にしっかりと対応してまいりたいと、議会の総務民生常任委員会でも先進地視察もしていただいております。執行部のほうも担当課のほうで同じような確認もさせてもらっていますので、そういうものを参考にしながらですね、十分この新しい形での送迎ステーションが安全対策に遺漏のないような形で進めていかなければならないというふうに思っております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。その先ほど7時15分からということだったんですけども、

何回の送迎の予定でしょうか。そして、保育士は何人つくんでしょうか。その辺も確認させてください。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい。お答えいたします。

まず、保育士の人数ですが、想定は2人ないし3人としております。これは利用する子供の数によって今後決めていきたいと思っておりますし、送迎の回数は、今想定している車両のほうは子供の数は17、8人乗れる車で予算のほうは計上させていただいておりますので、その範囲内であれば1回となりますが、人数によりこちらのほうも調整していきたいと考えております。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。その際にチャイルドシートとか、一人一人には全部ついているんですかね。その辺についてもちょっと心配なんです。それはつけなくて輸送しているようなところもあるようなので、その辺がちよっと心配です。そういうことから、その辺もちゃんと業務委託の中には、仕様書の中には入れなきゃならないと思うんですが。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい。千葉県流山市のほうの視察に私も同行させていただきまして、その送迎ステーションの状況は見てまいりました。それで、全ての座席にチャイルドシートは備わっておりませんで、一部1歳とか2歳の子供用にはチャイルドシートをつけるスペースを確保してというような運用でございましたので、そういった例も参考にしながら、それから町内でも幼稚園のバス等も運行していますので、そういった例も参考にしながら車両のほうは整備していきたいと思っております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。車内の中での安全、それはやはり道路交通法にも乗っかりながらやらなきゃならないと思っております。そしてまた、通告外と言われるかもしれないんですけども、やはりそれは親側の視点で今回送迎ステーションつくっていただきました。子供が1回送られて、送迎ステーションまで送られて、そして今度車に乗ってまた保育所に来てというふうにしたら、子供たちの負担についてはどのように考えていますか。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。これもですね、初めての運営ということになりますので、議員ご懸念の部分につきましてはですね、やはりこれも先進事例など、あるいは幼稚園等々ですね、参考事例を十分踏まえながら影響度合いもですね、しっかり確認する中で少しでも緩和できるような対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。子供の側からすれば1回おもだか館に置かれ、そしてバスに乗り、そしてまた保育所に来て自分の担任にというところで非常に私は心の不安定になるんじゃないかというふうに感じております。そういうことからですね、やはり子供を一旦預かったならば、そこはもう既に保育の場所です。保育ステーションということでもありますけれども、そこからもう保育が始まっているというふうな自覚を忘れないでそういう対応をしていただきたいというふうに思います。

そして、利用者です。あそこは防災拠点センターであり、社会教育の施設のかなめですよね。そういうことから考えたら町長、その利用者のことはちゃんと考えたんですか。その辺についてももう一度確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。担当課のほうでですね、関係方面にあそこの防災拠点交流センターのですね、整備の指針目的との整合性等々については確認をした上で、その上で今回実施を考えているというふうなところがございます。皆さんが集まりやすい、乗り入れしやすい場所でございますので、前段議員ご懸念の安全対策、子供さんへの影響等々ですね。

これは引き続きしっかり経過観察をしながらですね、やってまいりたいなというふう  
に考えております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。私はここに至るまでですね、やはり何度も言いますけれども、  
議会、そして住民から過疎計画の中身、そういうことを考えたならば、現時点ではいら  
ない、つくらないとはおっしゃいましたけれども、令和2年度までは生きているという  
ことを忘れないでほしいと思います。そして、近くて近いところに子供たちの発達段階  
に応じた身の丈に合った保育所がいいんです。送迎ステーションではありません。そう  
いうことを求めておきます。そして、送迎ステーション、そこから子供たちが安全に安  
心して親が保育所に子供を託せる、そういうふうな環境をきちっとつくっていただくこ  
とを求め、これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）9番岩佐孝子君の質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は2時25分とします。

午後2時14分 休 憩

---

午後2時25分 再 開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）8番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提案されております2020年度一般会計予算につい  
て、住民の福祉の向上、残された復興関連事業の完了に向け、これらの取り組みに答え  
られる内容のものになっているか。また、前年度決算がこの新年度の予算にどのよう  
に生かされているのかなど確認するため総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであり  
ます。

1件目は、各種事業の業務委託契約での対応についてであります。

1点目は、放課後児童クラブ運営業務等、事業の全てにわたって委託するという業務  
委託契約での取り組みに問題はないかであります。

2点目は、その手続について、事業内容の十分な説明が示されていない中で債務負担  
行為という手法での予算措置に問題があるかと考えるのがいかがか。

2件目は、保育行政についてであります。

1点目は、保育所費について。例年2億1,000万から2,000万円で推移して  
おりますが、新年度予算で大幅な約6,000万の減額措置となっております。この  
件につきましては、先ほどの町長の謝罪の中でその原因、理由が十分ではありません  
でしたが、説明されました。しかしながら、この件につきましては、議会としては見過  
すことのできない問題であります。そこで改めて伺います。

2点目は、坂元地区の保育所建設についてであります。

先ほど来、出ております。山元町過疎地域自立促進計画に変更がないまま、また建設  
しない理由が十分に説明されないまま建設しないことが3月議会直前に示されました。  
当初予算に計上しなかった経緯について問題はないか伺うものであります。当初予算に  
計上しなかった経緯についてですから、議長、そのところよく踏まえて発言停止、発言  
妨害とは言いませんが、うまく取り計らっていただきたいと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、各種事業の業務委託契約の対応についての1点目、事業の全てを委託する業務委託契約の取り組みについてですが、本件は昨年発注いたしました行政事務包括業務委託に係るご質問であるものと認識しております。この行政事務包括業務委託については、地方公務員法の改正により、臨時的任用職員の任用が厳格化されることに伴い、現在町が任用している臨時職員の任用形態を改める必要が生じたことから、ケースごとの判断を恒常的に要さないマニュアル等に基づく業務を抽出し発注したものであります。

業務の中には放課後児童クラブのように施設運営そのものを業者に委託するものも含まれておりますが、発注内容を定める仕様書において現行サービスの水準と同等以上の業務継続を明記していることに加え、公募型プロポーザル方式による選定を通じて業務体制や従業員の処遇に対する考え方、地元雇用への考え方や危機管理対策など、幅広い側面から業務の遂行能力を確認していることから、特段問題は生じないものと考えております。

なお、当然ながらこの業務を委託した後もですね、日々の業務報告や関係課との定期的な打ち合わせを初め、緊急時や困難案件が発生した場合は業務管理責任者からおのこの担当課に速やかに連絡し、解決に当たるなど町と緊密に連携しながら事業を実施してまいります。

次に、2点目、債務負担行為による予算措置とその手続の経緯についてですが、地方公共団体の予算については会計年度独立の原則が適用され、単年度主義がとられております。債務負担行為は、この会計年度独立の原則の例外として地方自治法において認められた手法であり、1つの事業が複数年度にわたり翌年度においても支出しなければならない契約を結ぶ場合に次年度以降の支出について、あらかじめその期間と限度額を予算に定め、議会の議決を得るものであります。

ご指摘のありました放課後児童クラブの運営業務を含む行政事務包括業務委託に係る経費につきましても、昨年の第2回議会定例会において債務負担行為を追加する補正予算案を上程し、予算審査を経てご可決を賜ったものでありますので、手続上の問題はないものと考えております。

町といたしましては、業務委託については当該予算を計上した予算案をご審議いただく過程が議論の場面であると基本的には捉えておりますけれども、重要な案件等をご審議いただく際は理解を深めていただくための説明の場面も適宜設定してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、保育行政についての1点目、保育所費についてですが、今週2日の議会全員協議会でご説明したとおり、保育所費に係る会計年度任用職員に要する費用について約9,000万円の計上漏れがあったことから訂正し、差しかえさせていただいたところであります。この結果、来年度予算の保育所費については、会計年度任用職員に要する費用のほか、職員人件費、施設の維持管理経費等を含めた総額で今年度当初予算と比較し約3,000万円増の約2億5,000万円の予算を計上しております。

次に、坂元地区の保育所建設についてですが、来年度の予算編成までには方向性をお示しすることとしていたことから、先月の総務民生常任委員会及び議会全員協議会において既に説明しているとおり、子供の人数の推計、多様な保育ニーズの提供や幼児教育・

保育の無償化に伴う動向を注視した上で検討を重ねてきたところであります。

坂元地区への保育所建設については、子供の人数の推計からも既存の町内の保育所、幼稚園で受け入れ可能になることから、現時点では新たな保育所は設置しないこととしたものであります。

町といたしましては、子育て支援パッケージとして新たな送迎保育ステーション、病児・病後児保育事業や幼稚園入園祝い金事業に取り組むほか、保育所と幼稚園の特徴を生かした役割分担を行いながら保育・幼児教育の充実に努めてまいります。

また、過疎地域自立促進計画においては、保育所建設に要する費用、約1億4,000万円を来年度に計上しておりますが、本契約の制度上、変更が必要かどうか取り扱いについては検討、協議の上進めてまいります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の1点目についてなんですけど、先ほどの答弁の中でも示されておりましたが、「臨時的任用職員の任用が厳格化されることに伴い、現在町が任用している臨時職員の任用形態を改める必要が生じたことからケースごとの判断を恒常的に要さない、マニュアル等に基づく業務を抽出し発注したものである」という答弁でありましたが、この「ケースごとの判断を恒常的に要さないマニュアル等に基づく業務」というのはどのような業務ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。担当課長のほうからご説明申し上げたいと思います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまご質問のありました「ケースごとの判断を恒常的に要さないマニュアル等に基づく業務」というものでございますけれども、基本的には今回この業務委託を発注する際にですね、今回13ほどの業務を今回仕様書に示させていただきまして業務を委託するというものでございますが、その仕事一つ一つにつきましては、事前に受託業者のほうとですね、調整をして、その1つの業務につきましては、そのマニュアル等に基づく業務ができるという部分を今回はその仕事の中から抽出させていただいて、包括的に取りまとめ発注に至ったということでご理解いただきたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、具体的に聞いているんです。今言った「臨機応変な対応やケースごとの判断を要さないマニュアル等に基づく業務」というのは何なんですかということを知っているんです。

そして、さらに聞けば、13業務のうちどの部分を指しているんですか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。13業務全てこのたび包括的業務委託ということで取りまとめましたものですから、「（臨機応変な、ここの部分のことを聞いているんです）」の声あり）この13業務については、その臨機応変に、まずは要さなくても済むということの業務をまず抽出させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8番。答えじゃありません。議長。ちゃんと、ただ言ってる。内容について聞いているんです。臨機応変な対応やケースごとの判断を要さないマニュアル等に基づく業務ってどういう業務なんですかということを知っているんですよ。具体的に。

議長（岩佐哲也君）具体的事例ですね。総務課長、菅野寛俊君。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。業務それぞれに事業者のほうと今回の受託業者のほうとですね、こちらとの調整においてマニュアルをきちんと整備させていただきます。そのマニュアルに基づく形でですね、今回は業務に当たっていただくということでこちらのほう

としては発注したような内容になっております。

議長（岩佐哲也君）具体例で、例えばこういう業務、この業務という事例をね、2、3。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。臨機応変な対応というのはどういう対応を指すんですか。じゃあ。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。一般的にはちょっとこの言葉の使い分けでちょっと大変申しわけございませんけれども、マニュアル等から外れるような業務が発生した場合、そういうことがまず臨機応変な対応に及ぶというもので私のほうは理解しております。

議長（岩佐哲也君）今のところ具体的な事例はないということなんですか。何か想定される事例があれば1、2挙げていただければよろしいかと思うんです。何かあるはずでしょう。

（「今の答弁でもう、こんな重大な契約をそんな程度の検討で提出したなんていうのはもってのほかだぞ」の声あり）ちょっと静かにしてください。（「こんな大事なこと答えられないなんて」「休憩」の声あり）

---

議長（岩佐哲也君）休憩します。休憩発言ありましたので、休憩とします。再開は2時55分とします。

午後2時42分 休憩

---

午後2時55分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）先ほどの遠藤議員の質問に対する回答、「ケースごとの判断を恒常的に要さないマニュアル等に基づく業務を抽出をして」、その具体例を幾つか問いただしていましたが、それに対する回答を総務課長菅野寛俊君。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お時間頂戴しまして大変申しわけございませんでした。

「マニュアル等に基づく業務」というものでございますけれども、例えばですが、今回包括業務に取りまとめた業務の一つとして、例えば電話交換業務、郵便と集配文書收受業務というものがございます。マニュアル等に基づくというマニュアルをきちんと冊子としてまとめるものも当然ありますでしょうけれども、とりあえずの今回はマニュアルにつきましても、こういう業務であれば例えば現在の今やっております作業をですね、1日のスケジュールごとにどのような時間帯でどのような仕事を今やっておりますというものをまずそのスケジュールを取りまとめたものをベースに、この業務についてはこういう業務を今回お願いするものですということを受託業者側と取り交わすというようなものも一つのマニュアルといいますか、基本的な定例的な業務の中でやれるものということでのくくりでございますし、例えば今ご指摘のですね、放課後児童クラブの関係につきましても、放課後児童クラブの運営指針というものもございますので、そういうものも一つのマニュアルというふうな捉えをして今回は発注したということでご理解いただきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。あのね、じゃあね、「臨機応変な対応、ケースごとの判断を要さない」というのはどういう事業のことを言っていますか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。「ケースごとの判断を要さない」ということになりますので、基本的には、これも言葉の使い方で大変失礼でございますけれども、マニュアルのほう

にですね、その業務に当たるためのですね、仕事の内容はそちらのほうで業者のほうに指示しておりますので、ケースごとの判断を要さないということはあくまで定例的な業務として捉えられる業務を今回はケースごとの判断を要さない恒常的なものというふう  
にこちらとしては捉えて業務を委託したということでご理解いただきたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それが正確な説明ですか。大事なことですよ。ここ。私の受け  
とめとしては、臨機応変な対応しなくちゃならない職種、ケースごとの判断をしなくち  
ゃならない業種は含まないというような受けとめをしているんですが、そういう理解で  
いいんですか。そういうのを確認しているんですがいかがでしょうか。言っている意味  
わかりますか。言っている意味わかりますかというよりも、あなたがここに書いて整理  
して渡して、そして13業務をね、抽出したということをおあなた、あなたでない、町が  
皆さん全員で決めて我々に提案してきているんですよ。ここが判断の13業務を抽出し  
た、決めた重要なこの基準点というまず判断、何ていうんだ、これね、になっているん  
ですよ。そこのところ今すぐにぱっぱぱと答えられないということは、どういう検討  
をしてこの13業務をね、指定したのか、決めたのかという大きな疑問、不安、懸念、  
本当にこれで大丈夫なのかということにつながるわけです。ですから、この重要な  
部分どういう基準でね、決めたのか。それで重要な部分です。臨機応変な対応、ケー  
スごとの判断を要さないだからね。要するのはこの13業務に入ってはならないというこ  
とをまずはここで強調しているんだからね。という意味での、だから今私の言った理解で  
よろしいんですか。じゃあ。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、今議員が申されました「ケースご  
との判断を恒常的要さないマニュアル等に基づく業務」というのが今おっしゃるようなこ  
とでございます。はい、そういうことのくくりで今回は業務の抽出をしてですね、包括  
的業務を行ったということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことでいいんですね。町長、そういうことで、まず町  
長にも確認します。今の私の理解でよろしいんですね。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまご確認いただき、総務課長がお答えした内容で今回の  
この業務委託の考え方を整理してきているところでございます。（「ぐちゅぐちゅって言  
わなくても明確に言ってください。私ももう一回」の声あり）

8番（遠藤龍之君）はい、議長。総務課長が言ったことで、何を言ったかという私の理解でよ  
ろしいんですね、「いいですよ」と総務課長が言いました。という理解でいいんですねと、  
町長もそれでいいんですねということです。はっきり言ってください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私もそれを追認した形のお答えを申し上げましたということ  
でございます。済みません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。またここに戻ってくるけれども、まず一つ一つ片づけていきま  
す。

じゃあ確認します。放課後児童クラブ運営業務というのは運営業務の内容、関連しま  
すから児童館運営業務、それもあわせてどういう運営業務、業務内容ですね、になっ  
ているのか確認します。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えします。

放課後児童クラブ運営業務につきましては、学校の授業が終了後ですね、放課後の時  
間帯に子供をお預かりして、そこで健全な遊びなんかを提供する事業になっています。

業務になっています。それから、児童館につきましても同じように対象年齢は幅がありますが、ゼロ歳から18歳までの児童を対象に健全な居場所づくりというか、あるいは遊びの場の提供を同じように行う業務となっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それらの業務内容、まあそういうことですね。業務内容といったんだよな。それらの取り組む事業は、山元町子ども子育て支援事業計画の中でどのような位置づけがされているのか伺います。位置づけというか、その中でどういうふうだね、この事業計画の中で放課後児童クラブとかね、児童館運営、児童館の役割というかね、というのがどのように位置づけられているか。大ざっぱでいいです。表面的なところ。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。現計画の計画期間が今年度までの計画が子ども子育て支援事業計画に掲載されておりますが、その中で町として児童館についても当然取り組むような事業になっていきますし、児童クラブについては3カ所の児童クラブで運営を行うというような中身になっております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことで何に基づいてやっているかという、何に基づいて計画の中で子育て何支援の中で大事に育てて、育ててというか、遊ぶ場を提供して子供の成長育成に役立たせる町の責任として取り組んでいかなければならない事業だよとかと、こいず俺言ってしまうと、違うければ違う形で町の言葉で言ってください。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。いずれの事業もですね、国の法律に基づいて町の責任において実施している事業でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この子ども子育て支援事業計画、これは常任委員会等々でも若干の薄い説明がありました。薄いといえますか、このぺらぺらのしか示されていないからね。しかしながら、この1期目の立派な冊子にあるやつには中身十分濃い中身で示してあります。そしてこれを見ると、これが主で1期目のやつを土台にして新しいものが加わりましたよということで私たちに示されているんですが、ですから、この古いものは残っている。古いものというかね、1期のがね、これに足されたものが今度の新しい第2期の山元町子ども子育て支援事業計画ということになるわけですが、そういう受けとめでいいですか。いいですよ。減るものがあるんだっただらば、例えばこっちから児童クラブのやつをどうのこうのというんだっただらば、抜きますよというんだっただらば。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。現在の計画が今年度まで満了するというところで、現在第2期の計画を策定しておりますが、その中で継承され、基本的には全ての児童クラブ、児童館の事業は第2期の新しい計画にも継承していく形になっています。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明ではこれを、この中身を柱は継承していくと、そして新しい計画ではさらにベビーシッター云々かんぬんとかというのがあるがね、改めて事業としてはふえますよということというふう理解しました。というふうなことで、これは立派なまだ今でも生きている基本方針といえますかね、子育ての中で中心になる計画になるかと思えます。非常に重要な取り組みなんですね。この中には、日々動きます、この計画、事業達成していくためには、という推進、推進という言葉が散見されるこの事業計画の中にはね。ということはこの事業計画に基づいて、この事業そのものが充実されていくという内容のものですよね。の中に学童、放課後児童クラブの事業とか、あるいは児童館運営の事業あるということなんですが、日々動いている。これがもう5年間

一つの方針の中で全てにわたって今回業務委託しているという場合、その辺の整合というのはどういうふうに考えればいいのか。今言ったように日々動いているんだよと、どんどん膨らんでいくんだよ、事業の中がね。ね。だけれども当初の契約の内容がどうなっているのかね。向こうのほうはおらほはこれだけしか契約していないんだから何ぼあんたらからそいなく言ったってこれだけだよということはあり得るわけ。金も決まっているんだから。という場合、どういうふうに私たちは理解をすればいいのかなということをお伺いいたします。

議長（岩佐哲也君）青田浩君。（「契約したやつだべから、それ答えるの、総務課でちゃんと検討したんだべから」の声あり）総務課長菅野寛俊君。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。先ほど1回目の町長の答弁の中でちょっと触れております日々の業務報告や関係課との定期的な打ち合わせというものがございます。そういうところの中でですね、確かに議員おっしゃるとおり、日々業務の内容については進展していくものがございます。今回の契約上の中では当然ながら人件費が主になっているという部分がございますので、その人員的な要素の中でその業務の改善をですね、いろいろ工夫しながら今後は業者のほうと打ち合わせを行いながらいい方向に持っていくという方向で業者のほうとは詰めていきたいというふうに考えております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう抽象的な答えでは理解できないんですが、日々業務報告する。事業が広がっていく。広がっていけば金もかかるですよ。ということを行っているんですよ。しかしながら、当初契約したのは一定のね、5年間で何ぼということに契約、1年ごとか、まず債務負担は5年間とってのけれども契約は1年ね。そういうことで膨らんでいくんです。これは何のためにね、業務委託したかということコスト削減ですからね。当初は、当初は低くして2,400万という数字だけれども、しかしどんどんどんどん広がっていったときにどうなるのかという、そういうところまでの検討しているかどうかということの含めての確認なんです。だから、包括業務したことによってね、さもさもコスト削減でね、町にとってはいいですよというような宣伝で認めてくださいということで、認めてくださいも何もないんだな。議会のチェックがないんだから。ということで組まれている事業なので、その辺のことについて確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご案内のとおり、業務委託そのものはですね、さまざまな角度から今の置かれている法令上の関係も踏まえてですね、できるだけまとまった形で業務を発注することによるスケールメリットと申しましょうか、そういうものを期待しながら当然やるというふうなことでございます。ただ、一方ですね、いろいろ制度の改正等々が今後国等でありましてですね、そういう部分についてはまた新たな業務のプラスアルファの可能性もこれはなきにしもあらずというふうな部分もございますけれども、基本的にはスケールメリットを求めながらこの業務委託に当たっていききたいということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。町長の見解はそうであるかもわからないけれども、事務方はどうなんですか。私がね、確認したいのね、日々動くんですよと、しかしながら契約は一定なんですよと、その辺の対応、整合というのは、対応というかね、はどうなのかということの確認です。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。一義的には先ほどご回答いたしましたように、まずは今回の業務委託はその業務をやっていただくために業者のほうも雇用をした人数の中でまずは

一旦はその仕事を進めていくということになります。まずはその中でその業務の広がりという部分がまずその受託業者の中でまず取り組んでいただけるかどうかということについては当然ながらこちらとしても確認しながらですね、進めていくということになるかと思いますが、それがそういうふうなものをさらに枠を超えるような法的かどうか私も業務の中身は詳しくはわかりませんが、計画を進める上では制度上広げなくてはいけないということがあれば、当然ながらそれは町として行うか、このように委託してやる業務であれば委託側で行っていただくかということ、これからもやっぱり発生する可能性はもしかするとあるのかもしれませんが。そういうときにはやはり業者との変更を想定しながらですね、今後進めることももしかすると出てくる可能性はあるのかなというふうに認識しております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この計画を計画どおりにね、進めようとするならば当然広がっていかねばならない。この読み解けば。まずね、今年度5年間の債務負担の中で1年1年ごとに契約していくということなんだけれども、そうすると事業が広がればそれなりに金もかかるよね。業務全体をあれしているわけだから、そうした場合、どんどん離れて最終的に5年目にかえって委託したほうが金かかるということだって考えられる。その辺当然ね、計算して出してきたんだべけれども、ちゃんと5年間のね、そういう場合はどういうふうに理解をすればいいのか。かなり安い、設定したのなんかねかなり安いところから出発したようだけれども、それにしても、その最初のね、10億ね、年間2億弱、それが1億3,000万だか4,000万だかちょっとあれだけれどもね、で動き出すということにしたんだけれども、それをね、広がっていけばね、どうなるんだろう。例えば今回みたいなコロナウィルスでね、相当大きく変化したときに、これは臨機応変がちゃんとやりますよなんていうようなことも一応表明はしているところだけれども、現実具体的にそういうふうになったときとか、いろいろ常に動いている事業なんです。そして動かなくちゃならない取り組みなんです。子育て支援というのはね。子育てのね。それを業務委託したときにね本当に親が望む、子供が望む、現場が望む、そういう働く環境、与える環境でなくて、依頼するというのがね、十分そういったものに応えられるような業務形態になっているのか、業務形態というかな取り引きというのが非常に懸念、不安だから確認しているんだけれども、その辺についての対応どうなのか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今現在業務委託を行おうとしている受託者側の体制につきましては、こちらのほうで仕様書でとりあえずは今のところ示させていただいておる業務の内容を行うために職員の方を配置する方向に今進めておられます。

議員おっしゃるとおりに、その計画が今後動いていく中ではやはり業務としていろいろ広がりがもしかすると発生するかもしれないという部分がございます。それにつきましては、当然まずそういう業務が必要かどうかについては当然ながら町としての考えがまず当然にあります。そこで町がやるという方向に決めた場合につきましては、それが町が直接やるか業務委託でお願いするかというふうな2つの方向性が当然あるものでございますので、その業務委託のほうでやれる方向の仕事というものであれば、そちらのほうに業務委託のほうの追加なりということは今後想定はありますけれども、直接町がやるものについては町がやるということで理解しているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。何のための包括業務委託、一括しての委託なんですか。そうい

うスタイルをとったんですか。今の話だとどんどん広がって、どんどんどんどん金かかるといふね、だって同じ業務をね、町でやる、そして頼んだ分だけはこっちでやってもらう。同じ現場でそういうふうな事業の展開に取り組みのが展開されるということ、今の説明ではね。そんなことできるんですか。可能なんですか。

副町長（樋口 保君）はい、議長。済みません。私から少し補足をさせていただきますと、今の包括業務委託契約については、今の業務をそのまま同じレベルでやったときにということと今契約をさせていただきます。今、遠藤議員がおっしゃっていただいたように、例えば今の児童クラブ、今の児童クラブではなくてそこには今後どんどんニーズが高まってくるので業務を広げていくときにお金がどんどん広がっていくだろうというご心配だと思いますが、今の現状で委託をさせていただきますので、今の我々がやろうとしている部分からプラスアルファの部分については、今の現状であっても新しい事業を立ち上げるというような拡充の部分が出てきます。それについては拡充の部分としても我々としてはきちんと事業を起こして予算を認めていただいて、実際に実施するという過程をとりますので、包括業務委託になった場合でもその部分についてはきちんと我々は積算をして、きちんと委託にするか、もし直営でできれば直営ということにもなるかとは思いますが、そこは業務内容によって判断をさせていただきますが、包括業務委託でやるにしてもきちんと新しい部分というのは我々としてきちんと決定をして、その際には必要であれば契約の変更ということもあり得るといふような説明を総務課長のほうはさせていただきました。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。何か統一されていないというか、どこまで検討した結果のね、こういった取り組みなのかということに非常に不安を覚えました。私はそういう取り組みは十分考えられ、本来ならばね、はっきり言えば直営でやっぱりこの部分については直営でね、どんどんどんどん子供たちのためにといふかね、やる事業だといふふうなことでまず言っているんだけれども、まずそれは後でまた、いいです。

でね、包括業務しました。放課後クラブ、児童館のね。これ前回の質問で確認したところなんだけれども、処遇待遇については変わりはないと、これは大強調されたところなんです。聞き伝わるところ、何人も通してだから事実かどうかわからないんだけれども、この人が聞いてこの人に伝わってようやく俺さ届いた、休み、有給休暇等々といふのはね、何だか保障されていないといふような話が漏れ伝わってきたんですけれども、そういう現実はあるんですか。事実。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。有給休暇の話はですね、これまで児童クラブ等の説明会においても受託者側から説明会という形で説明されておりますが、有給休暇の制度、今の臨時職員が引き続き同じ業務をするケースにおいて、継続的に同じ業務をするんですけれども、やはり身分はですね、一旦は山元町の臨時職員のほうを退職いただいて、受託者側の社員ということになった場合においては、初年度の最初の6カ月間は労働基準法の定めに従って有給休暇が付与されないといふのは伺っておりました。ただし、その後2年目、3年目、4年目といふことで有給休暇のほうはプラスされていくのは今の臨時職員とは違うところがございます、現在年間臨時職員であれば10日の付与となっておりますが、1年間でですね、臨時職員であれば10日の付与をしておりますが、最長で20日まで受託者側の説明では20日までプラスされていくと、それは1年で20日までいくのではなくて、数年継続的に仕事をするということによって20日までふえると、

ただし最初の6カ月、最初の6カ月が有給休暇が付与されないと、これは労基法でそのとおりやっているんですが、そこがちょっと今の町の臨時職員にとってはちょっと違いがあるところで、全く同じかというところではない部分があるところはお伺いしました。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その伺っておりましたというのは、この契約する時点後なのかね、前なのかね、それがそういうことがね、そんなことわかっていたら、仕様の中でね、それは当然の話の中でね、何ぼでも、何ぼでもというかね、対応できた。そもそも保育士さんではなく何ていうんだ、その職員の方々はね、そのことはその時点でわかってたか、移ることによってそういうふうになるというのはちゃんと説明されていたんですか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。子育て関係の臨時職員、特に児童クラブの支援員のほうについては企業者側の企業説明会の場でそういった説明がされております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。わかっていて契約に至ったんですか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。その年休という部分に関しましては、こちらとしてもそこをきちんと正確に確認して契約したかというところ、その部分に関しましては今の青田課長が説明したとおりの基準に基づく今回は年休の取得しかできないというのは確認までは至らず契約はしておるのが事実でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうですね。そこは明確にされました。これは明らかに処遇待遇の後退と、その部分で言えばね。後退しませんと言ったんだから。そのところはそういうふうに理解しました。

あと、ちょっと今度簡単なやつで、この児童館、あと放課後児童クラブの対象人数、放課後児童クラブについては14人とね、前回確認したんですけども、児童館の関係の職員も同じ立場だと思うので、その人数合わせた人数とその人たちにかかる事業費、事業費というのかな、その人たちにかかるコストというのはどのぐらいを設定されているのか。あるいはこのままいったときにどのぐらいかかって、俺は多分この方たちは絶対町に必要な職員の方々だから、本来であれば町直営ということになれば会計年度任用職員ということになるかと思うんですけども、そうなった場合と包括でね、業務委託したときにこの方たちにかかる経費というのはどういうふうに見積もっておったのか確認します。

議長（岩佐哲也君）これは総務課長かな。総務課長菅野寛俊君。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。見積もっておる段階の人数でございますけれども、児童クラブのほうでございますが、坂元、山下、山二ございまして、3名、5名、5名、合計でまずこれは13名の所要人数というものを見込み、また児童館につきましては4名体制でございますので、17名の人数でございます。

こちらが児童館等の運營業務では……、「はい、議長。そいづあと、すぐ、今の時間内で……」の声あり

議長（岩佐哲也君）遠藤議員に申し上げます。特別委員会で各課並びに総括質疑町長ともありますので、ここのあれは総括質疑でございますので、余り細部に入らないで次の場にもうけるように配慮いただきたいと思います。

8番（遠藤龍之君）このことについても深いね、今度債務負担行為にも移っていくんですけども、

このことについても十分な説明がない中で、提案されて、そして包括業務についてはもう議会のチェックを経ないでね、経ないで、そしてもう既に契約されているという内容のものなんです。そしてこの事業のね、かかっている経費というのは5年間で10億ですよ。債務負担でね。

議長（岩佐哲也君）重要な問題であることは十分認識していますが、そういう場ももう一つありますので、その辺も配慮しながらやってください。町長とやるのは特別委員会の最後の日もありますのでね、それも含めて。（「最後の日は残念ながら2時間ぐらいしかないんです」の声あり）ただ課長とのやりとりはそこ段階でできますので、総体的なやつはこの場でお願したいということだけ申し上げておきます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私が聞いているのは総体的な中身の一つだと思って確認しているんです。ということで、だから本来ならば、本来ならばこういう数字なんかすぐに返ってこなくちゃいけないんです。だからもたもたしているんだから。そのところをね、そのところをちゃんと確認しながら私に指摘してください。まあいいです。そういうふうなね。数はいいです。私勝手に憶測、推測するしかないんだから、あんたたち答えないんだから。私はね、ここの部分は相当な部分がね、1億2,000万の中にも入っていると思うんです。言わないからそいなくなるんだからな。というね、本当にこの包括業務の中に入れるべき業務であったかどうか、私は入れてはダメな、さっき言ったね、マニュアル的など、これはもう専門的なもの、そういう人たちは要さないところに入ります。この臨機応変な対応やケースごとの判断を要する人たちなんです。この人たちは。にもかかわらず無理くりここに入れた。なぜかという、それもあなたたちはちゃんと説明しているんですが、「事業所を設けることが多く、その際の基準としておおむね50人前後の発注が必要とのことであったことから当該基準を満たすようパッケージ化を図った」と、本来ならば窓口業務等々で考えていたのがね、50人のパッケージをつくらなかったものだから、無理くりこの児童館のね、職員とか、子育て放課後児童クラブの人たちをここに入れたというふうな受けとめなんです。そうすると、こんな重要なね、事業をね、そんなことでここに取り入れていいのかということなんです。その辺のね、検討を、じゃあ町長に聞きます。その辺の検討はどういう検討を経てこういう結論になったんですか。これは町長当然ね、その中心にいるわけですから、答えられないわけがない。もうそういうことは町長に聞きます。どのような経緯、どのような検討機関、その意思決定機関といいますかね。そういう機関に図って、そして最終的に包括パッケージ、包括業務としたのか、こんな重要な事業も、町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今いろいろとご確認いただいておりますけれども、そもそもこの対応がですね、どういう前後関係から必要になってきたのかというものをもう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

公務員法の改正によって、この臨時的任用職員の任用が厳格化されたことに伴ってというふうなことで、会計年度と包括業務で委託する部分と分けざるを得ないという、そういうね、そもそもから発生してきているわけですので、町としてはいろいろ他の自治体等の取り組みなども大いに参考にしながらですね、必要な判断、区分けをしたというふうなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、町長も加わって町長が決断をしたというふうな受けとめました。こんな重要なことをですね、どの程度の議論をしてやったのかというのがま

すますわからなくなりました。それでね、なかなか質問しても答えられないことが多いので、どういうふうに流れていけばということなんですが、でね、関連しますから、その手続なんですね。こんな重要な事業の取り組みがどんな程度の我々に対しての説明で決まったのかお伺いいたします。あのね、先ほどの答弁の中にもあったのかな。債務負担行為、「昨年」の第2回議会定例会において債務負担行為を追加する補正予算案を上程し、予算審査を経てご可決を賜ったものでありますので、手続上の問題はないものと考えております」、じゃあどういう提案をして、その提案の中でどの程度の説明をしたか伺います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。確かに本件につきましては、議会上程前の全員協議会の段階におきましてはご説明は行ってはおるんですけれども、その際、大枠での債務負担行為の設定という考えから、委託を今回導入いたすに当たっての基本的な方向性の説明にとどまったことに加えまして、先ほど町長から1回目の答弁でもありましたように、本会議においても本件に係る議論の場面がなかったということもございまして、十分な理解を得るための説明が不足していたものと私も感じておるところでございまして。本件につきましては、会計年度任用職員制度を整理、構築する中で一体的に検討してきた内容でございまして、本来であれば常任委員会等の機会を活用し十分にご理解賜るべきところでもございましたけれども、近隣市町の動向の把握とか、臨時職員との職の整理に不測の時間を要したことに加えまして、発注から採用までのスケジュールから逆算してやむなく前段でご説明したとおりの手続になってしまったものでございまして。ご理解いただきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。「追加する上程し予算審査を経て」、審査経てないから、「手続上の問題はない」と明確にここで強調しているということに大いな怒りを感じているんです。疑問ですね、怒りじゃなくて。その際の提案説明、たったこれだけですからね。債務負担行為補正、6月議会ね。行政事務包括業務委託に要する経費、令和元年度から、期間は令和6年度まで、限度額が9億8,930万円です。こんな大きなものね。そして、どういう説明をしたかという、「債務負担行為の追加」といたしましては、行政事務包括業務委託業務に要する経費を計上しております。これらの来年度からの会計年度任用職員制度の施行に伴い、現在任用している臨時職員が行う行政事務包括委託するための経費として債務負担をした」と、こういうね9億、10億ですよ。の事業にね、そしてここで認められたと、俺たち結局この場でね、何のことかわからなくてだよ、判こ押してしまったんです。だって説明ないんだから。本来このぐらいの事業を提案するんだったら当然予算するんだらば、当然その場で、この9億8,000の中身はこういう買い物なんだよと、資料も示して、そして説明をしなくちゃならない事案なんです。どう思われますか。町長、この件について。このことについては。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど総務課長からこれまでの取り組みの流れを説明させていただいたとおりでございまして、大筋としての流れの説明にとどまったかなという、そういう反省はございまして。ですから、1回目のご答弁でも申し上げましたようにですね、やはりこの内容によっては必要な説明の機会の確保というものにも意を用いながら対応していかなくちゃならないなという、そういう反省もしているところでございまして。引き続きご指摘を受けないようですね、そういう努力は重ねていきたいなというふうに思っているところでございまして。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。多分私だけかなと思うんです。こんな疑問を持っているのはね。

議会の中で。しかし、私はね、ここで「ご指摘のありました放課後児童クラブの運営業務を含む行政事務包括業務委託に係る経費につきましても昨年云々と」さっき言ったね。で、「事務上の問題はないものと考えています」というこの断定的、断定的というかね。何も問題ないべやというのがこの表現なんです。この第1回目の答弁ね。もし今のようね、反省の内容を自覚しているんだっただらば、第1回目の答弁でこんな答弁出てきません。というのは、一切このことについてね、何らこの考えていないということのあかしかなというふうにとめています。そして、この件についてはね、まだ長々言うとな今度またいろいろあれなんです、債務負担行為についてはね。

あとね、この債務負担行為のほうに移るんだけど、本当にね、この業務委託ってね、債務負担行為の対象になり得るものかという疑問なんです。しかも5年間で、そして債務負担行為の対象になるものかということをして今度それをもとにして今度業務委託、1回でもそれを資金として9、10億を資金として、そして1億何千万もの事業をだよ。しかも大事な事業、児童クラブとかそういう大事な事業入っているものを業務委託という方式で、業務委託というのは実は議会のチェックを要さないという何とかそういうふうなんです。私もね、ちょっとその辺は理解不足で、このときは、これは実際に予算化措置されたときにいろいろ対応すればいいかなと思っていたら、業務委託というのは実は議会のチェックを要さなくていいんですというふうなことが初めて私もわかりました。というふうなところにもつながっていく。もし仮に制度上ね、できるんだよということであったとしても、こういう取り扱いというのはいかなものか、こういう大きな買い物をね、議会のチェックをスルーして通さなくてもいいという、逆に言うと、こういう大事な仕事だから業務委託という方式を使えば議会のチェックを要さないから何ぼでもできるねと。嫌みな考えにどうしてもいってしまうんだけど、というふうを考えてしまうんですよ。そして、だってもろもろ、だって問題チェックできないんだから私たち。だから、つついここでもこうこういう場ではかできなくなるんです。議長さん。そういう機会がないんですから。まず戻って、債務負担行為の対象にすることができるのかということを取りあえず。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、遠藤議員のほうからですね、今のこの業務委託の仕組み、考え方を披瀝されたところをございますけれども、重ねて私のほうからもですね、執行部としての認識を申し上げます、今のこの自治法上ですね、規定、仕組みというのは以前も同じような中身を触れる機会があったかというふうに思いますけれども、工事費ですね、請負契約等々についてはそれぞれの自治体ごとの規模等に応じて金額が定められているというような部分でございますけれども、いかにせん業務委託に関しては、そういう定め、ルールがないというような、まずこれは大きな背景がございます。そしてまた債務負担行為になじむのかという部分について、この点については専門家の企画財政課長のほうから補足申し上げさせていただくことにしてですね、手続的には規則的にはそういうことでもございますけれども、やはりその内容によりけりの部分、議員ご指摘の点もございますので、極力内容を見きわめた上でですね、必要なこの事前なりの説明の機会の確保というのは、これは先ほどの前段のご質問と同様にですね、対応に努めていく必要があろうかというふうにとめてございます。担当課長のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）債務負担行為関係について、企画財政課長大内貴博君。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。債務負担行為につきましては、地方自治法の214条に規定されているものでございます。その中においてはですね、「歳出予算の金額、継続費の総額または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには予算で債務負担行為として定めておかなければならない」というふうに規定がされておまして、特に何費がだめとかですね、そういったものはないというふうに理解しているところでございます。

債務負担行為というものが予算に組み入れられたということで、現在の法律では組み入れられたものになっているわけですがけれども、議会の審議においてですね、歳入歳出予算と将来の負担とあわせて通覧することが便宜であること、または将来の負担に対する住民の理解を深めることが必要だといった考え方のもとにこの債務負担行為というものが予算の中に組み込まれているというふうに理解しているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私もその214条は見たけれども、その214条を見ただけではね、何のことだかわからない、今聞いてもね。ただ、もろもろの解説書あるいは現場での声を集約しますと、いろんな見方があるんでしょうけれども、私が見た教科書では「あらかじめ支出の経費の予定が確実に見通せる場合には歳出予算、または継続費によって措置し、債務負担行為を行うべきではない。債務負担行為は支出の予定が不確実な場合とか、財源の状況によって事業の伸縮を弾力的に行う必要がある場合等々で活用する」ということね。というこれがもし正解だったら、わからないよ、これはね、いろんな人書いたから、だとすれば、今回の包括業務というのはその対象にはならないんでないのという私の理解です。そして、今も言ったように大体この出てくるのは工事費とかね、2年以上にまたがる工事とかね、ということは見られます。工事の場合は我々チェックできます。そういう場ではね。契約の時点ですね。ですからそんなに問題にはならないんでしょうけれども。あとこういう見方も、「債務負担行為と継続費との関係、継続費は経費の総額、施行年限及び財源が明確になっている。債務負担行為はどちらかといえれば将来の財政負担が予想されるが、支出する経費が具体的にはっきりしない場合」包括業務委託はまったくはっきりしています。はっきりしているから10億というかね、大体計算すればわかるような中身だから、何ぼ業務委託って言ったってね。そして積算して委託するわけだから、ということから考えると、この包括業務委託、今回のですね、これは債務負担行為での対応には問題があるのではないかという、そういう説もあるんですが、いかがでしょうか。こういった説に関して。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。済みません。金額といたしまして約10億円の債務負担行為を設定させていただいたというものでございますけれども、ある程度想定した事業の内容から想定した事業費としてこの債務負担を設定しているものではありませんが、まだですね、その後の契約等ですね、そういったものを得なければその金額とは確定しないというような内容でもございますので、そういった意味におきましては金額等が確定していない部分もあるというふうな側面もあるのかなというふうに考えております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そもそもだよ。包括業務委託するというのはコスト削減ですからね。十分にわかっているんだ、それを計算して、計算したからこそ出てきた金額なんですよ。でしょう。そうするともうわからないということでないんです。一般的な一般とかでなくて、私この事案について確認しているんですから、だからこの事案の場合に

は債務負担で、しかもほかの業務委託でという対応については、この事案に対してどうなんですかということで、一般論とか何論とかを確認しているのではないんです。今債務負担行為についてのいろいろ解説書とかね、教科書を見ると、それに当たらないというふうに言っているんです。だから、その説は違うと、俺はこっちの説でその説をもって今回やったんだという根拠が示されればそれを示していただければということになるんですが、いかがでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。債務負担行為、債務ということにつきましては、そのとおり読めばですね、「あらゆる債務が含まれている」と、「（一般論でないぞ。今の事案に対しての）」の声あり）先ほどお話いたしましたように、地方自治法214条におきましては、歳出予算の金額、継続費の総額、または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには予算で債務負担行為として定めておかなければならない」ということになっておりますので、冒頭で申し上げましたとおり、そういったですね、費用の限定といったものはないものというふうに理解しているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明さっぱりわかりません。だから、この解説に対してね、こういう説もありますよと、これに従ったときには今回のやつというのは違うよねという、その確認、いやそうではないというんだったらそうではないでいいんです。明確に答えてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤議員もいろいろ勉強されてのご確認というふうなことでございますけれども、我々といたしましてはですね、通常地方自治法の逐条解説、これが一つのバイブルになっておりますのでですね。今その中ではこれまでの先例なりを踏まえた解説もございまして、その中で疑義が生じる部分については県の市町村課、その段階で判明しないものについては県から国の今はたしか行政課だったかな、行政局の行政課のほうにですね、照会を申し上げ確認をしながらというふうな対応が基本となります。そしてまた当然先ほど来から言っているように、山元町だけがですね、取り扱う案件であればまたなんですかけれども、いろいろ他の自治体と足並みをそろえて取り組む業務でございまして、そういうものとの横並びの確認、整合性というふうなものも十分意を用いながら判断をして予算化、計上を申し上げているということでご理解をいただければというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことを言われるとまたもとに戻りますが、「行政包括業務委託の再公告について」というのを私たちもらったよね。そのうちの一番下のね、「当該基準を満たすようなパッケージ化を図った」というのはどういうことですか、じゃあ。「当該基準を満たすようなおおむね50人前後の発注量が必要」と、業者から言われたと、それで足りなくてその窓口業務とかね、そういう業務だけでは足りなくて当該基準を満たすようなパッケージ化を図ったというふうに我々に説明しているんです。これで説明しているんだよ。このものね。これは令和元年8月27日の全協での資料です。その中であなたが、あなたって誰か説明しているんです。そのときの左側の一番下に「当該基準を満たすようパッケージ化を図った」と足りないからだよ。50人に満たないからということだと思っただけです。というのは俺の勝手な憶測なんだけれども、この辺の表現の背景はなんですか。どういうこと。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、まず今回の業務委託については町と

しての業務委託、個別個別にやっぱり発注いたしますと、諸経費等々には個別にかかってしまう部分がちょっと発生すると、それを今回のやっぱり包括業務委託というのはスケールメリットを働かせるという部分に関してはやはり一定程度の業務をまとめるということで今回は考えたところでございます。その中で先ほど来の業務内容もですね、確認しながら50人以上の確かに一つのまとめを今回は考えたところでございます。（「具体的に答えてください。何名分足りなくて何名分をそこに充てましたというようなことで答えて」「ちょっと議長、ちょっと休憩」の声あり）

議長（岩佐哲也君）いったん休憩しますか。

議長（岩佐哲也君）では、休憩します。暫時休憩します。再開は4時5分といたします。

午後3時53分 休憩

午後4時05分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）先ほどの遠藤議員の質問に対して答弁願います。総務課長菅野寛俊君。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。たびたびお時間頂戴いたしまして恐縮に存じます。

先ほどの遠藤議員のご質問でございますが、この事業所を設けるおおむね50人という、まずその考え方でございますが、この包括業務委託をですね、本町でも取り入れるに当たりましてはやはり先進地事例というものをですね、確認させていただいたところでございます。やはりそういうところで事業所を町内に設けていただけるというやはり前例事例につきましてやっぱり50人程度のやはり受注が必要だというものが確認されたところでございます。また、その中に先ほど来ご質問のあります放課後児童クラブという業務につきましても包括業務の中で業務発注に出しているという事例も確認とれたものですから、今回このようなことで業務を進めてきたところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうふうに出てくるとね、すると確認した自治体というのは何件ぐらいあるんですか。全国、全国までいなくても少なくとも県内でね。多分それも調べたんでしょから、調べた結果、そういう事例もあるからということでやったという今のあなたの答えなんですから、であるならば県内でそういったことで対応している自治体はどのぐらいあるんですかという質問です。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。先進地を確認してということで、これまで全国的に包括業務を取り入れた自治体のほうのですね、確認につきましては実施はしております。ただ、今ここでどこの自治体にですね、ということの今ちょっと手持ち資料等は持ち合わせておりません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう公の場で真剣に話をしているんですよ。それで答えだけは出すけれども、それを示すね、根拠を示さない、示せない、そういうやりとりってここで成立しますか。町長どうですか。この件についての話ですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど議長のほうからお話もあったかというふうに思いますけれども、ここは総括の場でございますので、確かに一つ一つ確認ということも必要でございますけれども……。〔議長、今の質問の答えになっていません〕の声あり

議長（岩佐哲也君）これから答えるかもしれない。もうちょっとお待ちください。

町長（齋藤俊夫君）そういう状況も踏まえた中で……。〔人の発言を否定するような発言をしているんですよ今、議長、俺の質疑だからそんなみたいな〕の声あり〕

議長（岩佐哲也君）もうちょっとお待ちください。まず聞いてから話を。

町長（齋藤俊夫君）答えを持ち合わせていないわけでもないんですけれども、先ほど担当課長から申し上げましたとおり、この場でそこまでというようなことの想定をしておりませんでしたので、持ち合わせていないというふうなお答えを申し上げました。ですから、大変申しわけないんですけれども、あとは予算審査の中でですね、その辺はお答えをさせていただければありがたいなというふうに思うところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この場でのやりとりというかね、この場がどういう場なのかというのを十分理解できていないようです。今重要な部分、根幹を確認するところを確認しているんです。それを予算、当初予算の予算審査の中でやってけろとかなんとかね、それが町長から発する言葉なのかどうか。私は全く疑問、疑問というか、町長の何を疑うと言っておきます。この件につきましてはね。

今言いましたように、今の答弁のように、まずはこの根拠を示さないでいる先進地、先進地、答えられるでしょう。だって自分たちで検討して、その先進地の事例も検討してこういう町の方針を出したわけですから、そしたら当然それは検討結果、当然どこそこのとかね、あるいは県内でこのぐらいの先進事例があるから、それで我が町も取り入れたという形にということを行っているんでしょけれども、それが示せないでいるという、こんな程度の検討でこういう重要な中身を持つ事業がですね、先ほど児童館とか、放課後児童クラブと言いましたが、さらには学校図書司書業務、これも重要な仕事の中に入るということを書いて、というかね、まだまだそういうこと、おおむね50人前後が必要だということですね、そしてパッケージ化と言ったんだね。最初は窓口業務だけで30人ぐらいしかなかったと、単純に窓口業務というかね、単純労働というか施設管理ね、それは理解できるんだけど、それはまさにマニュアルどおり、ここで示されているように、ここでいうかな、の中でできるという業務で、それはね、そういうことなんだよね。それでもそれを集めても50に満たなかったから無理くり児童クラブとかね、首振ったってだめなんですよ。もうそういうことを言っているんだから、そういうふうな結果になっているんだから、そういう形でこういう事業を最終的に決めたと、そういう流れの中でね。というふうに受けとめました。もう違うと言ったって、だって違うこと示されないんだもの、あなた。だめです。もうそんなの。示さないでただその主張だけしようなんていったってね、科学的根拠を示しながらこの背景をちゃんと、それでないと長くなるからね。そしてまた長いからもう早くやめろ、やめろというかね、総括でなくて予算審査って町長から言われるような、そういうことなんです。何かもしくは根拠を示しながら言えるんだっつらば、俺が仕切るわけではないんだけど。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。1点だけ補足させていただければと思いますが、議員からたびたびご指摘いただいております6月の債務負担行為が9億何がしという大きなお金でございました。その際にはですね、やはり逆にその当時の包括業務委託になり得るものをある程度業務を確認してですね、まずは債務負担行為の予算というものをですね提案させていただいたところでございますが、実質その中からやはりもう一度きちんと精査する中で、今回52名が今現在従事している13業務に逆に絞ってきたというような流れにはなったということだけご説明させていただければと思うところでございます。

議長（岩佐哲也君）先ほど来、議員のほうからね、遠藤議員のほうから質問あった詳細、具体例については、いずれこの後の会議、特別委員会も含めて報告いただくという形でこの最終日18なものですから、次に進めていただければと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほど出てきたね、臨機応変な対応やケースごとの判断を要さないという、そこで確認したんです。まずはここは取り外す。臨機応変な対応やケースごとの判断を要する仕事として児童クラブとかね、児童館の運営の職員とかね、というのがまずそういう説、要す人たちね。臨機応変な対応やケースごとの判断を要する人としては児童館の職員とかね、そういうふうに、したら、そういうことでなければこんな表現なんか使うことないんだもの。まずとりあえずはそのマニュアル等に基づく業務を中心に委託することにした。だけれども、そこで足りないから50人に満たないから児童クラブの職員とかね、放課後児童クラブの職員とかね、をそこに充てた。50人を超えるためにという、少なくともこの説明書等々、あとあなたのこの間での答弁の中からそういうふうな流れでこういうふうに決まったのだなというふうなことが確認できたということなんです。ということなんです。もう何回もやりとりやってもね。また長くなるって何だかごしゃかれるからさ。こんな程度のね、決め方でこんな重要なことを、しかも議会の議決を経ないでできるやり方でこういう重要なことが町の一方的なところで進んでいるということは今確認できたということです。このね、臨時職員が行う行政事務を包括するための経費として10億円もの債務負担行為を設定し、新年度予算に包括業務委託料として計上している。これは新年度予算のね、大まかな、それで、しているから今確認しているんです。これらの事業の中には放課後児童クラブや児童館の運営業務というの也被含れている。さらには図書、学校図書司書、司書補というね、こうしたね、子供の安心・安全、そして育成に直結する町として大きな責任を持つこういった大事な事業がですね、十分な説明もなく議会のチェックも経ることなく実施に至るという取り組みは、仮に制度上は認められているというふうなことも伝えられているわけですが、にしても認めることはできないということ強く訴え次に移ります。（「議長」の声あり）次に移ります。

議長（岩佐哲也君）ちょっといいですか。町長齋藤俊夫君。（「何で」の声あり）発言を求めていますので。

町長（齋藤俊夫君）確かに先ほどですね、先進地の調査の数、これは後ほどということでご理解いただくことにして、今のお話あったような、業務量なり人数の関係はちょっと事実と相違がございますので、少なくとも先ほど来から確認していたように児童クラブの関係についてはたしか17人かな、17人ね、17人を含めて一定の業務量といいますか、人数、これがございますので、その辺の関係については改めて総務課長のほうからお話をさせていただきます。

議長（岩佐哲也君）総務課長菅野寛俊君。静粛に願います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。先ほども回答させていただきましたが、債務負担行為の予算設定につきましては、先ほどご説明いたしましたように90人近い人数の、90人ほどのまずは業務をですね、抽出して、債務負担行為の設定をさせていただいたところでもございました。確かにもう少し精査してですね、その業務をきちんと精査した上での債務負担行為の設定ができればよかったですけれども、その時点ではまだその精査がちょっとできかねていた部分がございます、設定させていただいたところでもございます。

その中に先ほどご説明いたしましたように放課後児童クラブ、また児童館等の運営業務という部分につきましても、その中に含めては、「97という全体を説明してください」の声あり）おりまして、その中の人数ではその人数を含めているというものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。もうね、90人というのは多分臨時職員の、単純な臨時職員から出発したと思うんです。あのね、臨機応変な、その中でもちゃんとわざわざここで示しているんだから、「臨機応変な対応やケースごとの判断を要さないマニュアル等に基づく業務を中心に包括的に」だからね。すると90何名というのは最初からこのマニュアル等に基づく業務を中心にした人たちだけだったんですか。じゃあ。そういう話に広がっていくよ、また。言っている意味わかる。あんたここに書いたんだから、あんたって……、あなたが書いたんですよ。これね、我々に説明でね。この違いはだからさっきのそこ、だからさっきからこのところね、確認しているんです。その違いは何なんですかと、私の理解するところはさっきも理解して、そういう理解ですとあなたたち言ったんだからね。そいなくなるとね、もう。（「はい、議長」の声あり）いや、まだ発言中ですよ。そういうことなんです。同じことの繰り返し、この件についてはね、もう同じことの繰り返しになりますよわ。そして一つ一つ確認して行って、そしてここまで今のところまでたどり着いたんですから、私は一つ一つ確認して行ってね。だから、そしてここも、この説明はですよ、さもさも90名から出発したなんて言うけれども、事務所最初から50人前後というのはわかっているんだから、当該基準を満たすようなパッケージ化を図ったと、この表現からすればね、なかなか50人には至らなかったから、50人を満たすためにこういうパッケージ化を図ったと、パッケージ化を図ったとここに表現しているんですよ。それでそういうことを我々に説明しているんです。前回もね。というところから受けとめれば、私は受けとめられないからそのところをずっと確認しているんです。最終的にね。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員はそういうふうな理解というふうなことでございましたけれども、私が言いたかったのは、全体としてこの必要な業務委託の規模、これについてはこの全協でお渡しした左下にも確認できますように、先進地の事例ではですね、一定の規模が必要だということが確認できたということで、全体としては97人になっているわけですよ。別に50人規模を確保するために17人のクラブのやつをプラスしなければ、この意味合いは、あなたはそういうふうだね、理解はするんだけど、こちらの意図するところはそういうことだというふうに申し上げたいということでございます。計算したやつが30人とか40人しかなくてね、さらに50人規模にプラスするために17を加えたということではございませんと、全体として97という数字の中に17人も含まれていると、そういうことを申し上げたいということですよ。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。いいですか。「前回説明したとおり、13業務の発注を進めています。基本的には業務のうち臨機応変な対応やケースごとの判断を要さないマニュアル等に基づく委託可能な業務を抽出したものが」、「だが」ですからね。「もう一つの理由として、先進地の事例では当該業務の受注者は日々労務管理を行う都合上、委託先の市町村に事業所を設けることが多い」、これは受託先ね。だな、受託だね。会社だね。この会社は、「その仕事を請け負うためには、現地に事業所を設けることが多いと、そしてその際の基準としておおむね50人前後の発注量が必要」、「必要とのことであったことか

ら、当該基準を満たすようパッケージ化を図った」。これを読みとればどこから今の町長の説明につながるのか。いいですか。もう一回言いますか。13業務の発注を進めているんです。「基本的には業務のうち臨機応変な対応やケースごとの判断を要さないマニュアル等に基づく委託可能な業務を抽出したもののだが」、抽出したんだけども町はね、だけれども、50に満たなかったと、だから、(不規則発言あり)何だ、俺は、だって「抽出したもののだが」だからね。抽出したんだよ。だけれども受託する企業は50人以上でなければだめだよということだから当該基準を満たすようにパッケージ化を図ったと、図ったのは町が図ったんですよとね。という表現なんです。どこさも90から出発してどうのこうのなんてここに書いていません。まずはね抽出したんです。マニュアル等に基づくそれに対応できる業種をね、だけれども抽出したんですけれどもそれに満たない。だけれども受託するほうは50人以上ないとだめだよということになったから、んだごったらその当該基準を満たすようにパッケージ化を図ったというふうな説明なんです。これはどう読み解くかというのはもう立場の違い、意見の違い、どこから意見の違いでもないけれども、これを読み解けばそういうふうに私は。だからその前に何回もこの要件に最初からこういう基準をね、持ってマニュアル等に基づく業務を中心に包括、抽出していると、まずはそっちを外して、外して抽出したんだけども、50に満たない数しか出てこなかったから、だからこういう重要な業務も加えて50人のパッケージをつくったというふうになるんです。(不規則発言あり)何で。皆さんがだって町で示した立派な公文書で示しているやつですからね。まあ言った言わないというなら嘘つき人間になってしまわないように私はこれで、言った言わないとかになるからね。私にはまだ町の説明ではそういうふうに受けとめたということで非常にこういうね、重要な事業がこういう形でしかも何回も言うようですけれども、債務負担という手法を使って、そしてさらに業務委託と、そしてその債務負担行為のときの説明も十分な説明がない中、今度そういった予算措置確保した中で今度は議会のチェックを諮ることなく、ことができないような業務委託という様式を使ってこの重要な事業が出発したという、こういうのは本当に、しかもその中には子供の大切な将来がかかっているといえますか、そういう環境を脅かす、脅かすとは言わないね。やっぱり町の責任で本来ならば対応しなくちゃない事業を人の手に、人の手にというのも表現おかしいね。お願すると、委託するというやり方はこの部分についてはやっぱり私は問題があるということをお訴えて、この点については終わりにします。

次に、保育行政についてね、もう何回も出て町長もあれなんだけれども、少なくともね、まず1つは先ほどのね、答弁の中でさらっと過ごしているんですが、それで済ませているのか。これは今度議会のほうのね、責任が問われるんです。これを簡単に、もう簡単にこの「訂正して差しかえさせていただいたところ」と、それで済む問題ですかというのが私の大きな疑問なんです。そしてこの要因、原因についてはね、全く説明していない。どういう経緯でね、全協のときにどの程度説明したかというのはちょっと私も記憶に薄いんですが、少なくとも今回のこの答弁の中ではそういった理由については示していない。この問題をどの程度に捉えているのかということになるわけですが、これね、私いばるわけでない、自慢するわけでもないけれどもね、この予算書見れば誰でもわかる。いつまでも待っていなくたってわかる。あるいはわからなくちゃならない。誰でも気づく間違いなんです。この保育所費として約ね、前年度比でね、6,000万

減額になっているんです。最初ね、よこされた予算書では。そこでね、プロである皆さんは誰か彼か何回か目を通していているかと思うんですが、誰か彼かは気づかなくちゃならない。そんなに難しい間違いではないんです。どういうふうに乗っているかといいますとね。この59ページのこの1枚見ただけでも十分にわかるね。わからなくちゃならない。どういうふうに乗っているかと、保育所費として今年度1億6千何百、そして前年度は2億2,000万、そして減額、マイナス、減額だね、前年度より比で5,942万減っていますと、もうこの時点で、そしてあと私ちょっとおかしいなと思って右側見て給与だの前年度と比較すると、こっちでもう1,600万ぐらいの減額になっているんですね。そして前年度あった賃金費というのがここでは消えている。それはね会計年度とかの包括業務という動きがあったから今回はね。それでそういうことなんだなといっても、この保育所費だけで6,000万のね、減がある。もうこれだけでわかるんですけれども、それがみんなの目を通して気づかなかったというのはね、これはちょっと考えられないミスではないのと、まあ一応原因がわかって、原因は我々に示されていないけれども、ということがあってね。一応この事実がわかって、そして確認されたわけですがけれども、ただ、この問題についてこのまま「はい、ごめんなさい」というかね、「訂正します」ということで済ませていい問題なのだろうか。私ね、この職員をどうのこうのと言っているのではないですからね。やっぱりこういうチェック体制といいますかね、それがどうなっているのと、管理の体制がどうなっているのということ言っている。あり得るといえるか、今回は俺もそう思うんだけれども、いろいろ大きく制度が変えているから会計年度任用でいろいろこれまで従来どおりのね、やり方ではね、ではないんだらうかと、そこで結構皆さんはね、苦勞しているところがあるんだらうなというふうなことで間違った人をどうこうというつもりはさらさらないんです。やっぱりチェックする体制がね、じゃあどうだったのという、しかも全体で言うと俺の計算では7,000万ぐらいだったんだけれども、9,000万というね、1回もう出しているんだよ。上程したと同じなんです。これは我々議会としてはね、説明受けてよこされた以上はね。全然一括した説明されているわけですから、初日でね。それ以降出てきたわかったあいづななんだべ。もう初日時点で上程したと同じ、私はですよ。受けとめました。それをね、差しかえで、これは私も認めた多分一員になるからね、そこを強くはね、主張するつもりはないですけれども、しかしがっかりしたのはですね、先ほどの回答の中身です。本当にこの問題ってちゃんと認識しているのかや、自覚しているのかやということからあえて、そんなにここはさらっとスルーするつもりだったんですけれども、この答えではちょっと納得いかないなということでの確認なんです、実際ね、もうここまで来たから確認するんですけれども、どういう経緯でこういうふうになったのか。職員どうのこうのではありませんからね。普通一般的にいくと、あとあわせて言いますと、また長々なるとまたとめられるかもわからないだけども、これ今に始まったことではないです。大きい小さいともう今回は2回目ですよ。前回もありました。前々回もそしてもうこれが当然のこのようになってきている。ちょっとね、緩んでいるのではないかなとかね、あるいは緊張の余りこういうミスを本当にケアレスと言っていると思うんです。これだってね。今回の場合はちょっとケアレスではないと思うんです。制度が変わったとかね。あと監視する体制もどうなっているのか。何が原因になっているのかということもね、そののところが解明して、そして対策立てていかないで毎回また同じような過ちを繰り返

返しますよ。だって毎回ですからね。本当に今度整理するとうんと積み上がるべから余りそこまで追及はしないけれども、そういう事態に対して町長はいかに、町長の答えだったんだけど、俺はこの答えというのは非常にね、不足している、満足していないというふうなことなんです、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。訂正の関係につきましては、議会のほうと所定の手続を踏みながらですね、訂正を差しかえをさせていただいたというところで、改めてご理解をいただければというふうに思います。

基本的な部分につきましてはですね、議員ご指摘のとおりでございまして、これだけの金額の漏れがあるというのは、ゆゆしきケースだというふうに私も理解しております。ですから、私これまでもという部分も含めましてですね、常々こういうケースがあったときにこの職場内で申し上げておるのは、単に犯人探しということじゃなくてですね、やはり次につながるような確認、改善というものをしていかないとだめですよというふうなことはその都度申し上げてきているところでございますし、そういう方向性でございますね、ケアレスといいますか、ヒューマンエラーといいますか、そういうことのないような対応をしていかなくちやないというふうに反省をしているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については長くするつもりはないんですが、やっぱり分析きちっとしてね、本当に本格的な抜本的な対策というものを講じていかななくてはならない。そのためにはやっぱり働く環境がね、いったいどういうふうな状況になっているのか、足りないとか、大変だとかのあるいは緊張の中でやっているとかね、あるいは緩んだところでやっているのか、やっぱりそういう働く環境をね、きちっと実際に正確に分析して、そしてそれに基づいての対策対応というのを図っていかないと、ただ表面的にああだこうだと、まさに私も犯人探しなんてするつもりはありません。やっぱりそういう働く環境の中でどういう作用が働いてこういうことが生まれてきたのかというね、抜本的なところまでつなげていかないとこれを大きくは変わらないというふうに思っているから言っているんですけども、具体的にどうしろこうしろ、でどうするのかというところまでは詰めません。しかしながら、問題は深刻ですよということを訴えてこの件については終わります。

2件目はですね、もう時間も時間ということなんです、簡単にもう言います。私は、私の主張だけ言いますと、意見、総括だから意見どうの、総括はいいんだな。はっきり言って何回も示されたあの理由は3点の理由は理由になっていません。そして、あと町長はね、議論しているでしょう。議論していません。説明はされていますが、そしてその説明に対していろいろ疑問をぶつけるとその回答が返ってきません。それはもう常任委員会の中でもそうです。そして常任委員会ではちゃんと町長に伝えたのか、そういう旨をね、伝わっているか伝わっていないかその辺の確認もしません。はっきり言って議論していると言いますが、議論は全くしていません。全くとは言わない、そういう意味でね。はっきり言いますと、3つの理由が本当に建設しないことの理由になっているかということをおは何回かこういう場面で言った記憶がありますが、こういう場面というのは全協の場面ね。それに対する答えも返ってきていません。いまだに同じ。私は今に、理由になっていない。建設と全く別ですから、あのパッケージ化というのはね、というふうなもの、それに対しての説明にはなっていないということを再三に、また同じ答えを再三もらってされるでしょうから。今回質問しているのはみんなそこに集中しました。

それに対しての明確な答えは返ってきていないということですから、それは理由にはなっていないということを強く強調しておきます。議論しません。

このね、建設につきましては、これそもそも坂元地区にあった保育所なんです。もともとあった保育所、それがああいう震災に遭ってなくなった施設なんです。ただこれを坂元、この前出てきた提言書等々も含めてですけれども、あるいはこの間の議会の決議等々、あるいは住民の請願等々含めてね、もともとあった施設をもとに戻してくださいという地元住民のですね、あるいは我々議会の当たり前の素朴な思い、あるいは願いであるんですが、このことについてどう思われますか。

議長（岩佐哲也君）遠藤議員、これ坂元地区の過疎地域自立促進計画との関連ということでの質問で（「だからその中の坂元地区」の声あり）ということでの計画との関連ということでのよろしいんですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。これもこれまでですね、お話をしてきたことの繰り返しになりますけれども、そもそも震災後に保育所も被災を受けた中で、3つの保育所を統合するという事で大きな町の方針、町の方針といえますか、意見集約した中でですね、出たわけでございますのでね、まずそれがベースになろうかというふうに思います。その後で請願なり、議会のほうの動きというふうなこともありましたが、それも全部いろいろ我々なりに関係者のヒアリングなり、調査なり、審議会の意向なりも踏まえて結論を出させていただきましたという、これは一貫して同じことをご説明申し上げておりでございまして、そういう中で現段階では設置はしないということの結論を出させてもらったというふうに報告、説明をさせていただいているというふうなところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そのベースになった総合計画のね、あれも理解が違います。あれは3つあった東保育所がなくなって、被災されて、それを北に統合しようという理解の計画です。それをね、ねじ曲げないでください。そういう理解の、町長はもしそうだとすれば、最初からそうだというんだったら、でも多くの方はそういうふうに思っている。まずそこベースね。坂元は坂元地区ですからね。という理解です。ということと、いろいろ調査したりヒアリング受ける。一方的です。ヒアリングでも一部のひとかね、本当にこれを本当に町全体の問題ですから、とりわけ坂元地区の大きな問題ですから、そういう場面での協議等、あるいはやりとりと違ってね、あったかという、それはない。そういう話しているならばこいなくなるもまた長くなるだけけれども、もう目先まで来ました。4つの例を示して、町の金を使って調査して、それでこの場合だったらこのぐらいの大きさのこのぐらいかけてできるよと、ここだったらこうだよという示される直前で、あとはその4つのうちどこにするかということを決めれば、それでも済んだ話なんです。ところがそれが一部のまたという、そういう話になるとまた長々となるからね、そんなのは調べれば誰でもわかる話なんだから、あと見てもらえば、そういう流れなんです。さもさも全住民がね全町民がね、そういうことで認められてやったんだと、やったこつたらば、議会全員一致でそういうあれが出てきますか。決議が。あるいは請願が出てきますか。あるいは最近の坂元地区の振興策、提言書、そういうものが出てきますか。ちゃんとしたルールで町長が今言うようなね、中で進めてきて、最終的にそれで決めたというんだつたらば、もう全くもってこの件についてはね、もう初めからもうつくらないというのがありありと見える。今の話でも。もうこれも行ったり

来たりしますから、とにかく坂元地区に保育所ができないということはどういうことか  
というと、これは坂元地区のあいづ、復興関連事業の一つですからね。あったものがな  
くなったんですから、それが建てられないと、建てられないと、建てないということは  
山元町全体の復興関連事業が完了しないということになるわけです。そういうことでは  
からね。もう一方的に私も。こうしてね、そういう状況の中でみんな全町民がもう提言  
書を見れば坂元地区住民全部と考えても言い過ぎではないような中身なんです。そのぐ  
らいの強い要求、要望が突然ですね、町長の一言で保育所は建設しないということを決  
定したわけでありますが、この町のですね、一方的な説明に対して町長のですね、問題  
点、地域住民の思い、願いを示してもそれらに対しての理由にならない理由の解明も示  
せず納得できるものにはなっていない。地区住民の思いです。そもそもね、今も言いま  
したが、坂元地区にあった南保育所は震災前にあった施設であります。もともとあった  
施設をもとに戻してくださいという地元住民の当たり前の素朴な思い、願いであり、そ  
の思いは坂元地区の正副区長、地区選出の議員など、坂元地区を代表する方々で提出し  
た坂元地区振興策提言書にも示されております。坂元地区の保育所建設は、復興関連事  
業の一つであり、坂元地区の保育所建設が実現しない限り山元町の復興関連事業の完了  
とはなりません。坂元地区を山元町から外すのかとも言える決定であるということ強く  
訴え、総括質疑終わります。

議 長（岩佐哲也君） 8番遠藤龍之君の質疑を終わります。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

これで総括質疑を終わります。

---

議 長（岩佐哲也君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第27号までについては、議長  
を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに  
したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までについては、議長を除く全員で構成する  
予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の方々は、直ちに全員協議会室での会合の上、委員長、副委員長  
を互選し、その結果を議長まで報告願います。

---

議 長（岩佐哲也君） この際、暫時休憩とします。再開は午後5時10分、午後5時10分とし  
ます。

午後4時45分 休 憩

---

午後5時10分 再 開

議 長（岩佐哲也君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議 長（岩佐哲也君） 予算審査特別委員会の委員長、副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報  
告されましたので、事務局長から報告させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。ご報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に伊藤貞悦君、副委員長に遠藤龍之君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第21号から議案第27号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、3月16日午後4時までに審査が終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

予算審査特別委員会に付託しました議案第21号から議案第27号までについては、3月16日午後4時までに審査が終了するよう期限をつけることに決定しました。

---

議長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は3月18日、3月18日開議であります。

午後5時12分 散 会

---

---